マンジュ国〈五大臣〉設置年代考

増　井　寛　也

は　じ　め　に

ヌルハチ政権の発展過程をあらく俯瞰してみるとき、アイシン国の樹立（八旗制創設とゲンギェン＝ハン即位）をもって前後両期に区分されることは、恐らく異論のないところであろう。前期はさらに万暦一六・七（1588・1589）年頃の建州諸部統一――マンジュ国の成立――を画期として、前後に二分される。マンジュ国（グルン）は建州諸部の総称でもあるが、ここでは建州統一以後、アイシン国以前のヌルハチ政権を指して用いる。また後期は天命六年（1621）の遼東進出を画期として、やはり前後に二分され得る[1]。筆者はかつて前期の前半段階に考察を加え、その末期までにフェ＝アラ城へのアンバン集住政策に伴う統制強化と軍事力の集中化がなり、統治機構と政務分掌体制の整備が緒についたことを論じた[2]。本稿が考察対象とする前期の後半段階は、マンジュ国が対外的に海西フルン四国と激しく角逐を繰り返し、強敵イェヘ国を除く全ジュシェン（女直）族の覇権を掌握する時期にあたる。

この軍事的成功は対内的な統治機構のさらなる整備と並行しつつ、これに裏支えされて展開したと考えるべき現象であろう。それをよく物語るのが「五大臣・十ジャルグチ」と称される執政機関の出現であって、特に五大臣については清代掌故の名著『嘯亭雑録』に

> 国初、太祖の時、瓜爾佳・信勇公・費英東、鈕鈷禄・宏毅公・額亦都、董鄂・温順公・何和理、佟・忠烈公・扈爾漢、覚羅公・安費揚古を以って「五大臣」と為す。凡そ軍国の重務は皆命じて賛決せしむ。［巻二「五大臣」条］

という一節がある。見るとおり、太祖ヌルハチを輔弼し、「軍国の重務を賛決した」最高位の重臣集団を「五大臣」と称し、費英東（グヴルギャ氏フュンドン）、額亦都（ニュフル氏エイドゥ）、何和理（ドンゴ氏ホホリ）、扈爾漢（トゥンギャ氏フルガン［賜号ダルハン＝ヒヤ］）、安費揚古（ギョルチャ氏アンバ＝フィヤング[3]［賜号ションコロ＝バトゥル］）から構成された。『満洲名臣伝』に載録する五大臣たちの列伝にも、「佐理国事」[4]、「佐理国政」[5]、「綜理軍国庶務」[6]などとあって、五大臣がヌルハチ直属の最高執政機関として機能したという事実そのものは疑いを容れない。

五大臣の顔ぶれがすべて出揃うのがヌルハチの建州統一とほぼ同時の一五八八年、その死没が天命五（1620）年から九（1624）年にかけてである。マンジュ国からアイシン（後金ハン）国への飛躍を遂げたこの時期に、五大臣は国政の中枢に位置して「軍国の重務」を双肩に担ったことになる。先学が五大臣制の沿革に深い関心を寄せてきた所以もここに存するが、にもかかわらず現在なお不分明な点が少なくなく、ことにその創設年次は最大の懸案といってよい。本稿は創設年次を考察の中心に据えながら、前期ヌルハチ政権後半段階における五大臣制の沿革に、一応の見通しを立てようと試みるものである。

一、先行研究と問題点の所在

まずはじめに、五大臣創設に関する根本史料を掲げておく。『満洲実録』（以下『実録』と略称）では乙卯（1615）年条の末尾に、

> 国の政道を治め、罪を裁くに五大臣sunja amban・十ジャルグチjuwan jargůci（断事官）を置き、ハン自ら五日目の終わりに必ず衙門に出て、……諸々の事をまず十ジャルグチが審理し、五大臣に告げる。五大臣は審問して諸ベイレ（諸王）に告げる。このように衆人をもって決定させてから、訴える者をハンはその前に跪かせ、先に三度審問した言を告げさせ、なおも言葉が隠されてはいまいかと、訴える者に糺し調べて問い、事の是非を明らかにし、……マンジュ国は大いに治まった。（網かけは筆者、以下同じ）

とあり[7]、この後に太祖ヌルハチのゲンギェン＝ハン即位と建国建元を記す天命元（1616）年正月朔日条が続く。一方、『実録』編纂の原拠となった『旧満洲档』に基づく『満文老档』（以下『老档』と略称）では、この記事は乙卯年一二月条に繋けられており、

> 国のことを断ずる正しいよい者を選んで、八大臣jakůn ambanを出して、その次に四十ベイデシdehi beidesi（法官）を出して、酒肴を食わず、金銀を受け取らず、五日目の終わりに一度、諸ベイレ・諸大臣を衙門に集めて議論させ、事の是非を正しく審問させる常例を作った。

とある[8]。彼此対照して、前者の「五大臣・十ジャルグチ」が後者では「八大臣・四十ベイデシ」となっていて、表記が一致しないのがそもそも不可解である。のみならず、『実録』は五大臣制の創設に言及するだけで、その後の制度的運用には一切言及を欠く。かたや、『老档』には後述するように、名称を欠きこそすれ、乙卯年末以前から実質的に五大臣が存在した有力な証左があり、すこぶる不審の念を免れない。

これらの疑問に関して、三田村泰助氏は「ムクン・タタン制の研究」（初出一九六三/六四年）において、下記の見解を示した[9]。氏はまずマンジュ国の根幹をなす社会・政治・経済組織の総体として〈ムクン・タタン制〉を構想し、これが明の羈縻体制たる〈衛所‐貢勅制〉と表裏一体をなして国家構造の骨格を形成していたと説く。その際、ヌルハチ（スレ＝ベイレ/クンドゥレン＝ハン）と麾下諸アンバン（大臣/臣僚）との統属関係も、〈衛所‐貢勅制〉に準じて編制された。すなわち、建州左衛都督ヌルハチから忠誠と引替えに、身分に応じて上は下級都督から都指揮使・指揮使に至る勅書（貢勅）を配分された各級の大臣たちは、同時にマンジュ国を構成する大はアイマンから小はガシャンに至る地域集団の首長（これがアンバンの原義）でもあり、各々配下の属民を使役して獲得した貂皮・人参等の天産物のうち、ハン・ベイレへの貢納分を差引いた残余を朝貢・馬市に投入して、応分の収益をあげたというのである。かかるアンバンたちへの貢勅配当表が、『老档』所掲の所謂「ムクン・タタン表」（万暦三八年）である。ムクンは第一から第三に区分され、第一ムクンにヌルハチと上記のフュンドンら五大臣が属した。

貢勅制下における大臣の最高峰が、氏によれば「一等大臣」uju jergi ambanであり、これを中核にヌルハチ直属の中央執政機関、つまり五大臣が組織されるのは当然の成行きであった。従って、五大臣創設の時期は貢勅制に照らして、ヌルハチが建州女直の統一、建州配当勅書全五百道の制覇、さらに建州左衛都督僉事への陞叙を果たした万暦一七（1589）年前後と考定され得る。今日、万暦三八（1610）年行使予定の「ムクン・タタン表」しか伝存していないが、そこにおいて抜群の貢勅

配当数を誇る大臣、つまり一等大臣の顔ぶれは五大臣と正確に一致する。のみならず、フュンドンは「ムクン・タタン表」において「大(アンバ)ジャルグチ」と称されている。三田村氏の明言こそないが、五大臣の一人として十ジャルグチを統轄した、という意味の称号と解されてよい。それゆえ、五大臣制は実質上、いかに遅くとも万暦三八年までに成立していた。しかも、その前年はヌルハチが母弟シュルガチを幽閉して二頭体制を解消し、権力の一元化を断行した年次にあたる。その意味でも、万暦三八年時点の一等大臣は、ヌルハチ独裁下の最高執政機関と呼ぶに相応しい。

五大臣制と併置され、威望これに次いだ重臣集団「十ジャルグチ」の創設も、同様に万暦一七年頃であったと推測される。ならば、「五大臣・十ジャルグチ」と「八大臣・四十ベイデシ」とはいかなる関係に立つのか。三田村氏は『実録』と『老档』の上掲記事を比較して、前者の網かけ部分「諸ベイレ」を後者のそれが「諸ベイレ・諸大臣」に作ることに着眼し、後者の「諸大臣」は乙卯年末設置の「八大臣・四十ベイデシ」とは別個の、その上級に位置して諸ベイレと協議する大臣、すなわち五大臣であったと解釈する。ちなみに、五大臣制のその後については、ゲレン＝イ＝エジェンgeren i ejen（八旗左右両翼の主）たるフュンドン・エイドゥ二大元老が、天命五、六年に相継いで病没して以後、欠員が補充されなかったことを理由に、制度的には自然消滅するに至ったものと推論する。

三田村説の発表後、五大臣制をめぐる論議は、史料的制約もあって長らく停滞を余儀なくされる。その間、『老档』原典の『旧満洲档』（または『満文原档』）、および独自の旗人伝記に富む『八旗通志初集』（以下『初集』）がともに台湾において影印され（前者は一九六九年、後者は一九六八年）、広く研究者の活用に供されることになった。これらを利用して、三田村説に修正を迫る新たな見解を提示したのが、松浦茂氏（『清の太祖ヌルハチ』初版一九九五年[10]）である。氏は『旧満洲档』荒字档の乙卯年一二月条に残る原文改修の痕跡から、「八大臣・四十ベイデシ」が元来「五大臣sunja amban・十八ジャルグチjuwan jakůn jargůci」と表記されていたことを指摘し、あわせて「十八ジャルグチ」も「十ジャルグチ」の錯誤であると推論した。これによって三田村氏の「八大臣・四十ベイデシ」乙卯年設置説は立論の根拠を失うが、だからといって『実録』の「五大臣・十ジャルグチ」乙卯年設置説が妥当性を増すわけではない。というのも、三田村氏自身がつとに指摘する[11]ごとく、『老档』の――従って『旧満洲档』の――乙卯年一二月条はエルデニ＝バクシの手になる推定『開国記』全体のなかで、「結びの章」としての性格を付与されているからである。別言すれば、ゲンギェン＝ハン即位の前年までを総括すべく、太祖ヌルハチの非凡英邁な人格、傑出した用兵・統治の手腕をひとまとめに列挙顕彰する同条の内容は、当然、ことごとくが乙卯年の事跡とは限らないということである。

かくして、松浦氏は『初集』独自の記事を活用して、五大臣創設の年次を以下のように考定する。すなわち、同書の何和礼額駙伝（巻一五七）に、

> 戊申年、従征烏喇、率本旗兵敗敵有功。辛亥年冬十二月、奉命同額亦都巴図魯・達爾漢轄督兵二千、征渥集部之虎爾哈路、囲札庫塔城。三日招之不下、攻拔之、斬首千余、俘二千人。其環近諸路尽招撫降之。何和礼額駙自来帰、特蒙眷注、列在親臣。特命与費英東札爾固斉・額亦都巴図魯・達爾漢轄・碩翁科洛巴図魯同為五大臣。癸丑年春正月、従太祖再往征烏喇国、……何和礼額駙与費英東札爾固斉五大臣等、皆力主進戦、遂滅烏喇。

とあり、五大臣の設置が辛亥（1611）年一二月のジャクタ城攻略と、癸丑（1613）年正月のウラ国討滅との間に位置すべきことは動かせないであろう。これを裏づけるように、同書の碩翁科洛巴図魯

伝（巻一六七）には

辛亥年、同阿巴泰台吉等率兵一千、征東海兀集部之烏爾古宸・木倫二路取之。戊申年、従征烏喇、敗敵有功。十二月、特命与費英東扎爾固斉・額亦都巴図魯・達爾漢轄・何和理額駙同為五大臣。癸丑年春正月、従太祖親征烏喇、……遂滅烏喇。

とある。辛亥（1611）年条と戊申（1608）年条とは明らかに錯簡であるから、前後を入れ替えると、五大臣の任命は辛亥年一二月であり、かつジャクタ城攻略以後であったという結論が導かれる。また、十ジャルグチの設置も、『初集』列伝がこの任にあったと明記するアランジュ（巻一六二［1612/13年陣没］）・カラ（巻一五〇［1619年陣没］）・アバタイ（巻一五五［1609年陣没］）らの事跡から、五大臣とほぼ同時期であったと推定する。

なお、『八旗満洲氏族通譜』（以下『通譜』）の列伝には、辛亥年以前に「五大臣の列に預か」った人物が現れる。シラバ（巻二八）とロトゥン（巻一一）がそれであり、就中、前者は癸巳（1593）年に陣没しており、三田村氏の万暦一七（1589）年説を傍証するやにも見えるが、松浦氏は見解を異にする。いわく、この当時、マンジュ国はいまだヌルハチ・シュルガチ兄弟の二重権力下にあり、それぞれが別個に五大臣類似の私的な官属を有し、これを祖型として辛亥（1611）年に五大臣制が正式に整備されたのであろうとする。

一方、中国側の研究としては梁希哲・孟昭信共著『明清政治制度述論』（一九九一年第一版）の議論[12]が、管見の限り、最もまとまった叙述であろう。両氏は『実録』丁亥（1587）年六月条に「法度šajin kooliを立てた」とある以上、同時点で「当然官衙の設置、大臣の任命を必要とし」、翌年に現れる「一等大臣」も議政・訟獄に参与したと主張するが、これらの大臣たちはそのまま五大臣・十ジャルグチの設置に直結するものではなかったと説く。わけても、フュンドンら五人以外で「五大臣の列に預か」り、「五大臣の列に擢置せら」れた前出のシラバとロトゥン、および事跡不明のブヤン（『通譜』巻一七）を加えた三例を論拠として、以下の二点を提起する。第一にシラバの没年に照らして五大臣制の初設は癸巳（1593）年以前に位置すること、第二にウラ国攻滅時（癸丑・1613年）に登場する「ハンの登用した五大臣」（〔表Ⅱ〕参照）にロトゥン・ブヤンが名を列していないがゆえに、右二名の五大臣任用はそれ以前と目され、五大臣の顔ぶれがフュンドン以下の五人に固定されるまでには時代的変遷があったこと[13]、この二点である。また、十ジャルグチに関しては、癸巳年のジャルグチ初見例（1593年のガガイ＝ジャルグチ）を根拠に同年以前からこの職務は存在したが、十ジャルグチとして組織化されたのは、遅くともその筆頭たるアランジュが陣没した壬子（1612）年ないし癸丑（1613）年以前であったと説く。

続いて、『旧満洲档』荒字档の原文改修については、以下のように説明する。つまり、塗抹前の原文を採用したのが『実録』の「五大臣・十ジャルグチ」であり、塗抹後の加筆に依拠したのが『老档』の「八大臣・四十ベイデシ」であると解釈する。換言すれば、文献間の異同は、五大臣の職務が彼らの元来兼務したグサ＝エジェン（＝八大臣）に逐次委譲されたこと、および十ジャルグチが十八ジャルグチを経て、四十ベイデシに拡充されたことを結果的に反映する、というのである。ちなみに、『実録』が十ジャルグチを十八ジャルグチと書き換えなかったのは、伝統的呼称を踏襲したためと主張する。やや強引につじつまをあわせた感もなくはないが、といって十八ジャルグチに関して梁・孟両氏以上の明快な説明があるわけでもなく、当面、解釈を留保しておく他ない。

概略、以上が五大臣制に関する諸説の要目である。三田村氏の万暦一七（1589）年説は、マンジュ国の一方の脊柱をなす貢勅制との構造的な整合性に立論の根拠を求める点で、いまなお軽視し難

い説得力を有するものの、やや演繹的な説明に傾きがちな側面は否めない。他方、松浦説は手堅い実証性に優れ、上引『初集』二記事を氏のように読み解く限り、一六一一年説はたやすく揺るぎそうにない。もっとも、先述のようにシュルガチ幽閉後の万暦三八（1610）年、実質的に五大臣が存在した節があり、いまだ再考の余地なしとはしない。問題はむしろ、フュンドンら五大臣が帯びた「一等大臣」号にある。松浦氏はこれを「ハン・ベイレ・タイジに継ぐ地位で、臣下の中では最高位に位置する。もちろん八旗のグサのエジェン（都統）よりも上であ」[14]るとして、世職制（天命五年確立）に先行する八旗制下の大臣等級と理解する。しかるに、『実録』戊子（1588）年条に、フュンドン・ホホリ・フルガンに対して来帰と同時に一等大臣を授与したとの一文（後引）が見え、三田村氏の説くごとく、この一等大臣をもって五大臣を組織したのなら、これを私的な官属と看做したものか、疑義なきを得ない。さらに、梁・孟両氏の説く通り、五大臣の人的構成に時期的な出入があったとして、その場合、なぜシラバ・ロトゥン・ブヤンを一等大臣に列したとの記述がないのであろうか。結局、五大臣設置の年次を確定するには、それに先立つ与件として、一等大臣の周辺を整理しておかねばならないのである。

二、一等大臣の任命年次をめぐって

『実録』における「一等大臣」号の初出は戊子（万暦一六・1588）年条であり、

> その時スワン地方の長ソルゴというアンバンが彼の属下のジュシェンを率いて従い来たので、その子フュンドンを一等大臣となした。さらにまたドンゴ部のケチェ＝バヤンの孫ホホリというアンバンが彼の属下のジュシェン・イルゲンを率いて従い来たので、……一等大臣となした。ヤルグ寨のフラフというアンバンが、……属下のジュシェン・イルゲンを率いて従い来たので、……その子フルガンを……子として養い、一等大臣となした。

とある。五大臣の長逝を告げる『実録』の記事[15]でも、各人の位階が「左翼グサのエジェン、総兵官〔の〕職hergenの一等大臣フュンドン＝ジャルグチ」（天命五年三月八日条）、「左翼総兵官〔の〕職の一等大臣エイドゥ＝バトゥル」（天命六年六月一四日条[16]）、「一等大臣ションコロ＝バトゥル」（天命七年七月条）、「一等大臣ダルハン＝ヒヤ」（天命八年一〇月二〇日条）、「総兵官〔の〕職の一等大臣ホホリ」（天命九年八月一〇日条）と記されている。五大臣中、最も没年が早いのはフュンドンであるが、『実録』によれば、他界するわずか八日前の天命五年三月朔日に、それ以前から萌芽していた世職hergen制――遅くとも天命元年には存在した[17]――が確立され、明の軍制に倣った武爵位（総兵官・副将・参将・遊擊［以上、すべて三等に区分］・備禦・千総）が設けられたことになっている。フュンドン・エイドゥ・ホホリ没時の肩書き「総兵官」は、無論この世職制を反映しているわけである。

ところで、世職制が従来の八旗官制に併設される天命五年以前、それに先行して八旗官の等級づけがあった。『老档』天命四年六月条所載の二記事を突き合せると、〔表Ⅰ〕「『老档』天命四年六月条に見える八旗官の等級」(i)（ii）に示したような対応関係が成り立つようである。〔表Ⅰ〕(ii）は開原攻略に際してヌルハチが「汝等は兵士が戦に於いて力を尽くすか、尽くさないかをよく見よ」と訓戒した各級の八旗官であり、〔表Ⅰ〕(i）は開原攻略後、獲得した金銀を賞与したときの分配基準である。比較の便宜上、先後関係を逆転させて表示してある。なお、〔表Ⅰ〕右端には各等級対応の世職を付記しておいた[18]。

〔表Ⅰ〕『老档』天命四年六月条に見える八旗官の等級

(i) 天命四年六月〔開原攻略後〕		(ii) 天命四年六月〔開原攻略前〕	世　職
第一等のゲレンの主の諸大臣	銀二百両・金五両	ゲレンの主	総兵官
第二等のグサの主の諸大臣	銀一百両・金二両	グサの主	総兵官
第三等の諸大臣	銀三〇両	メイレン（＝ガラ）の主	副　将
第四等の諸大臣	銀一五両	紅バヤラを率いて行く五ニルの主	——
第五等の諸大臣	銀一〇両	紅バヤラを率いて行くニルの主	——
第六等の諸大臣	銀五両	五ニル（＝ジャラン）の主	参将・遊撃
第七等のニルの主	銀三両	ニルの主	備　禦
第八等のすぐったバヤラの兵のキルの主とニルのジャンギン	銀二両	備考（i）『老档Ⅰ』頁158～159 （ii）『老档Ⅰ』頁149	

この等級は『老档』では天命五年九月をもって姿を消し、以後旗人各個の位階は八旗官に加えて、軍功過失に即して昇降する世職によって明示されるようになる。前述のように、松浦氏は五大臣没時の肩書きに付された一等大臣を「第一等のゲレンの主の諸大臣」と理解したのであり、その限りで筆者も誤りないものと信ずる。しかし、上述のように『実録』はフュンドン・ホホリ・フルガン三人が戊子年（四月頃か[19]）に来帰したとき、一等大臣を授けられたとし、『初集』巻一五九・楊善（フュンドン四弟インダフチの子）伝にも

> 太祖高皇帝の戊子年、その祖索爾果、子費英東札爾固斉等十人及び五百戸を率ゐて来帰す。太祖これを嘉し、索爾果を以って一等大臣と為す。

とある[20]から、ソルゴは来帰後すぐに一等大臣を授けられ、間もなくこれを次子フュンドンが継承したものらしい。そうすると、やはり万暦一六年頃、八等級筆頭の一等大臣とは別種のそれが設置を見た[21]、と考える他ないであろう。ひとしく一等大臣と称しても、第一次任命と第二次任命の前後両種が区別され、後者は八旗制下のそれであった。

万暦一六年時点で他の二人、エイドゥ＝バトゥルとションコロ＝バトゥルもまた一等大臣であったのか、明文を欠くけれども、ともに挙兵（1583年）以前からヌルハチに扈従したグチュ（腹心の家臣）中のグチュであったから、身分こそ劣る——前者（父祖はもとアンバン）はブヤ＝ニャルマ（小者）から、後者はボォイ＝ニャルマ（家僕）から立身——ものの、等級面では他の三者同様に処遇されていたと解すべきであろう。ただし、これら五人の議政面での活躍はほとんど表立って記述されないので、ここでは戊子年以後の用兵記事に看取される特色を指標として、自余の家臣団に対する五人の卓越した枢要性を立証して見よう。戊子年以後に対象を限定するのは、これ以後五人の顔ぶれが出揃うというばかりでなく、ヌルハチの用兵自体に質的な変化が生じるからである。

いま、ヌルハチの挙兵からほぼ建州統一がなる戊子年までの用兵を概括すると、ヌルハチが主導した戦闘はおよそ一六次を数える[22]。エイドゥに委ねたバルダ城の攻略（1587年8月）を除き、すべてヌルハチ自身が主将として陣頭指揮にあたり、あまつさえオンゴロ城攻め（1584年9月）では瀕死の重傷を負っている。なお、エイドゥはバルダ城攻破の勲功により、バトゥル号を賜与されている（『初集』巻一四二、本伝）ので、戊子年頃、すでに一等大臣として遇されていたと考えたい[23]。この点は後段で再びふれよう。

ところが、建州諸部の統一以後、情況は一変する。本稿末尾に掲げた〔表Ⅱ〕「ヌルハチの用兵

および出征大臣年表（1588～1615）」は、『実録』『老档』所載の戊子年から乙卯（1615）年――ゲンギェン＝ハン即位の前年――までの用兵を、出征大臣名の明記がない戦闘を含め網羅したものである。この表からもただちに首肯されるごとく、ヌルハチは強敵フルン四国との大規模な戦闘に自ら出馬する以外は、長白山部・ワルカ部・ウェジ部の諸路（ゴロ）に対する招撫・征討をエイドゥ・ションコロ＝バトゥル・フュンドン・フルガン・ホホリ諸大臣、あるいは成長した自分の諸弟・子姪にもっぱら委任するようになる。ただ、大臣中、ホホリのみ従征頻度が低いのは、彼が「性寛和」（『碑伝集』巻三、本伝）であり、「温順公」とも謚されたように、「とうてい戦場の人ではなか」[24]ったからであろう。これら以外で登場する著名な大臣は、ほぼガガイ＝ジャルグチとヤングリに限られる。

『実録』編纂の意図が、太宗政権の観点に立脚したヌルハチの偉業顕彰にある以上、ヌルハチを補佐した元勲として、五大臣の活躍が特筆大書されるのも故なしとしない。事実、「太宗これを寵遇し、礼数殊絶す」（『初集』巻一四六、楊古利伝）とされた太宗の親臣ヤングリなどは、五大臣亡き後、最高位の元勲として重きをなし、その武功が称揚されるのも当然であった。しかし、そのヤングリにしてなお五大臣と比肩し得なかったことは、『初集』本伝によってヤングリの従軍と戦功が明白でありながら、『実録』がそれに言及しない戦闘が散見される事実からも端的に窺われる（〔表Ⅱ〕備考参照）。同様の事実がションコロ＝バトゥルにも観察されるところ（同上）[25]から察すれば、五大臣のなかにも扈従時点の身分に由来する格づけの高低が厳存していたのである。

他方、ガガイ＝ジャルグチはというと「太祖以って札爾固斉と為し、位は費英東に亜ぐ」（『清史稿』巻二二八、額爾徳尼伝附伝）と評されるように、一時は、フュンドン（五大臣兼大（アンバ）ジャルグチ）につぐジャルグチであったが、『実録』によれば、ハダ国滅亡後、ヌルハチに拘留されていた同国主メンゲブルと共謀し、ハン位簒奪を企てたかどで誅殺された（万暦二七年）ことになっている。ガガイの刑死を『初集』（巻一四三、呉善［ガガイ長子］伝）は「向きに孟格布禄と交はること厚きを以って、牽連して正法す」と記し、『実録』とは微妙に筆致を異にする。現実に謀反の大罪を企てたとすれば、秋霜烈日をもって鳴るヌルハチが重罪人子弟（ことに成人のそれ）の縁坐を宥免するはずもない[26]。しかるに、長子ウシャンは副将への昇格（『初集』本伝）――天命七年に遊撃に降格、翌年から一一年まで備禦[27]――を果たし、総管以下四〇大臣（太宗即位時）に起用されるなど、縁坐の形跡は見当たらない。罪状が何であれ、刑死したガガイすら記載対象から排除されなかった以上、〔表Ⅱ〕所掲の大臣に関して、それらがヌルハチから遠征を委任されるだけの枢要な大臣たちであった事実をありのままに容認してよかろう。

これらに加えて、いま一つ見逃せない事実がある。乙卯年以前の『実録』記事に、十ジャルグチ中、勇戦のすえ陣没したシラバ（1593年6月没）・アランジュ（1608年3月没[28]）・アバタイ［阿八泰・阿特達・阿特泰］（1609年9月没）の活躍さえ、まったく言及を欠くことがそれであって、わけてもアランジュは「十ジャルグチの筆頭（ウジュ）」[29]であった。シラバ・アランジュらにしてこの扱いにとどまるからには、特記事項すらないロトゥン・ブヤンのごときは、五大臣並みの待遇を許された時期があったにせよ、名目以上の存在であったはずがない。要するに、〔表Ⅱ〕は『実録』が記録対象を狭く征討軍主将だけに限定した結果を反映し、裏を返せば五人の一等大臣ならびにヤングリとガガイは、掛け値なしに信任あつい股肱の重臣たちだったのである。そうすると、戊子（1588）年設置の一等大臣五人をもって五大臣を組織したとする三田村説は、さしあたりそのまま是認しておいて妨げなかろう。ただ、前後二次にわたって一等大臣の任命があってみれば、五大臣の性格に終始変化がなかったか否かは、別途検証を要する問題である。

あらためて〔表Ⅱ〕を注視してみよう。一等大臣が一五八八年に設置されながら、この称号を帯びる大臣の記録が、それ以後一六〇七年三月までの二〇年間、まったく消息を絶つという事実にすぐさま気づく。一六〇七年五月に現れる「筆頭大臣」(『実録』満文のujulaha amban［漢訳「大将」］に筆者が付した訳語で、直訳は「頭立ちたる大臣」）の呼称がエイドゥ＝バトゥル・フュンドン＝ジャルグチ・フルガン＝ヒヤに冠せられていること、後二者は二ヶ月前の三月に一等大臣としても登場することを斟酌すれば、二つの名辞を弁別すべき特段の理由はない。反面、一等大臣の唐突すぎる再登場自体、不自然の感を払拭し得ず、二〇年の隔たりを無視して同一の大臣号と目したものか、少なからず躊躇を覚える。

まして一六〇七年の前年（丙午年）一二月は、モンゴル内ハルハ五部のエンゲデル＝タイジが五部諸侯の使者を率いて来朝し、ヌルハチにクンドゥレン＝ハンkundulen hanの尊号を奉呈した画期的な時期にあたる。従来、ヌルハチのクンドゥレン＝ハン即位は、ゲンギェン＝ハン即位に比して軽視されてきた。確かに「ハルハ五部から建州国王として承認され、友好関係に入ったことを示すにすぎず、ヌルハチ個人の権威付けとはなっても決してハン即位を意味するものではなかったと考えられる」[30] 一面も否めない。しかし、ヌルハチ以外のジュシェン人でハン号を帯びたハダ国のワン、ウラ国のマンタイ・ブジャンタイ兄弟、イェヘ国のギンタイシ四人中、一時海西フルン四国ばかりか建州北部にまで勢威を及ぼしたワン＝ハンでさえ、「勝手にハンとなってenculeme han ofi」[31] と評され、他者から奉呈された尊号ではなかった。ハン位奉呈の歴史的意義はもっと積極的に評価されてしかるべきであり、これを契機に制度の新設ないし改新があったとしても不思議はないのである。

そう思って、エイドゥ家の家譜、『鑲黄旂鈕鈷禄氏弘毅公家譜』に当ってみると、果たして巻頭のエイドゥ伝に、下記のような興味深い記事が見出された。すなわち、

> 歳丙午に在りて、蒙古五部長共に太祖高皇帝を尊びて聰睿罕と為す。議功行賞して、公に授けて一等大臣と為す。得る所の俘獲を以って三佐領を編み、賜ひて専属と為す。

とあって、これによれば丙午（1606）年一二月、ヌルハチはハン号奉呈を自ら祝し、論功行賞の一環としてエイドゥに一等大臣を授与したことが明白であろう。その翌年三月にフュンドン・フルガンが「一等大臣」として、五月にはエイドゥを併せたこの三人が「筆頭大臣」として現れる事実に注目すれば、ホホリ・ションコロ＝バトゥルを加えた五人とも丙午年の任命と結論してよい。恐らくはこれが第二次任命の一等大臣に該当し、癸丑（1613）年に現れる「五大臣」(〔表Ⅱ〕参照）――『老档』『実録』における初見――がこの一等大臣をもって充当されたことも、ほぼ疑問の余地がない。なお、丙午年の一等大臣が旗制秩序下のそれであることは、後ほど再び論及するはずである。

ところで、以上のように考えた場合、松浦氏の唱える辛亥（1611）年の五大臣設置は、丙午（1606）年の一等大臣任命を承けて実施を見た公算が高い。ただし、双方を隔てる空白期間が五年の長きに及ぶという難点がある。このことは勢い同説の主要論拠、就中、『初集』碩翁科洛巴図魯伝の錯簡問題にも繋がってくる。もとより同伝の辛亥年条と戊申（1608）年条の錯簡は紛れもないが、それが導く解釈は松浦説だけを一義的に許容するのであろうか。私見によれば、松浦説（戊申年条を「従征烏喇、敗敵有功」で完結させ、「十二月、特命与費英東扎爾固斉、額亦都巴図魯、達爾漢轄、何和理額駙同為五大臣」を辛亥年に繋ける）とは別に、当該文章全体を分割せずに戊申年に繋ける可能性も排除し得ない、と考えられるからである。

この発問に対してはただちに、『初集』何和礼額駙伝の五大臣設置記事が辛亥（1611）年一二月条

と癸丑（1613）年正月条の間に位置するではないか、との反論が予想される。ところが意外にも、東海フルハ部ジャクタ路遠征（主将ホホリ＝エフ・エイドゥ＝バトゥル・ダルハン＝ヒヤ［フルガン］、兵力二千）と五大臣の任命とが相連続し、なおかつ辛亥年一二月内に並存し得るものか、疑うべき有力な反証がある。結論からいえば、ジャクタ路（牡丹江との合流点以下の松花江流域[32]）を長駆征討した後、招撫した降民五百戸を護送しつつ、年内に凱旋するなど、およそ現実にはあり得ない離れ業なのである[33]。実例を挙げよう。記録に残るヌルハチ時代の東海諸部遠征中、行軍期間の判明する己酉（万暦三七）年のウェジ部フイェ路遠征（主将フルガン、兵力一千、俘虜二千）が一二月の出陣から翌年二月の凱旋まで約三ヶ月、天命元年のサハリヤン部遠征（主将フルガン・ションコロ＝バトゥル、兵力二千）が七月一九日の出陣から一一月七日の凱旋まで約四ヶ月、天命四年のフルハ部遠征（主将ムハリヤン、兵力一千、降民一千戸）が正月二六日の出陣から六月八日の凱旋まで約四ヶ月半[34]を閲している。ジャクタ路遠征のみが、わずか一ヶ月以内で完遂し得たとは到底信じ難い[35]。

結局、ホホリ以下三名が出征中不在のまま、五大臣に任じられたとでも仮定しない限り、五大臣の設置を辛亥年一二月に繋けるすべはない。『初集』何和礼伝が五大臣の任命を辛亥年一二月と癸丑年正月の間に挿入したのは、後者の「何和礼額駙与費英東札爾固斉五大臣等、皆力主進戦」（前引）を『老档』『実録』における五大臣の初見記事に取材したため、任命時点を癸丑年正月以前と判断したまでのことで、辛亥年一二月に繋けるべき確乎たる根拠があったわけではあるまい。

かくて、あらためて戊申年一二月に着目せねばならない。戊申年は一等大臣の丙午年任命から遅れること二年と近接するばかりでなく、五大臣設置をこの年次に繋けるべき二つの傍証がある。第一はロトゥンの存在である。ヌルハチは最終的にウラ国とのワルカ部争奪戦を制した丁未（1607）年、同部の来帰者を続々と本拠に遷徙させてニルに編成していった。属民八〇〇戸を擁するロトゥンも、このときにヌルハチに来帰したワルカ部屈指の大物アンバンであり、「五大臣の列に居る」（先引『通譜』本伝）処遇を受けたとされている。これが新附のアンバンに対する懐柔と安堵を狙った措置であり、またそこに最大の政治的効果が期待されたに相違ないことから逆推すれば、来帰後なるべく早い実施が望ましいのは論を俟たない。いま、五大臣の設置を戊申年と仮定すれば、ロトゥンは早ければ来帰の翌年、五大臣待遇を受けたことになり、上記の前提条件を十分に満足する。

第二は、シュルガチ肅清との関連性である。戊申年一二月はあたかもシュルガチ幽閉の三ヶ月前に位置する。その半年前の六月、遼東総兵官の李成梁がヌルハチと仕組んだ「棄地陷虜」のからくりを暴かれて解任されるや、ヌルハチ政権に対する警戒を深めつつあった明側の態度がにわかに硬化する。李成梁をはじめ、後ろ盾を一挙に失って危機に瀕したヌルハチは、母弟シュルガチとの確執を速やかに清算し、対内的な結束を強化する必要に迫られた。翌己酉年三月一三日、機先を制してシュルガチの独立計画を摧き、幽閉の身に陥れたのは、無論その結果であった。これより先、李成梁の解任からまもない戊申年八月末九月初、シュルガチと時期をずらせ、撫順関から北京進貢の途にのぼったヌルハチ[36]は、ハダ国から奪った海西勅書を故意に混進して明側の反応を窺い、一二月下旬、ヘトゥ＝アラに帰着した[37]。他ならぬこの時期を選んで「ハンが登用して我が身のように養った五大臣」（〔表Ⅱ〕1613年３月条参照）の任命を実施したとすれば、シュルガチの不在――そのヘトゥ＝アラ帰着は翌年一月中旬以後[38]――を狙いすまして断行された、権力一元化の布石であったと看做さざるを得まい。と同時に、一月中旬に帰着してから独立の挙に出るまで、わずか二ヶ月という慌ただしさは、シュルガチ自身の狼狽ぶりを物語り、やはり五大臣の任命がその虚を衝くできごとであったことを裏書きする。

三、貢勅制下の一等大臣と五大臣

前章では、丙午（1606）年一二月任命の一等大臣が、戊申（1608）年一二月に五大臣に登用されたことを論証したつもりである。ところで、上述のように、一等大臣はこれより先、戊子（1588）年設置の事実があった。後者の第一次一等大臣は、三田村氏の認識に従えば、八旗諸大臣の等級制とは存立の基盤を異にする、貢勅制下のそれであったとされている。貢勅制との関連は追って検討するとして、先に再確認の意味も含めて、戊子年設置の一等大臣を中核に組織された五大臣、ならびにそれに次ぐ十ジャルグチが、実際に軍国の要務を担当していたことを、前掲シラバ＝ジャルグチを通じて立証しておこう。

建州諸部最後の独立勢力、ワンギャ部の有力アンバンであったシラバは、戊子年、ヌルハチによる同部主流派の攻滅に伴って「所部を率ゐて来帰」（『初集』巻一六二、西喇巴札爾固斉伝）した後、「五大臣の列に預かり、癸巳年、付爾佳斉（フルギャチ）（ハダ国の地名）の兵と戦ひ」（同上）、矢傷を受けて陣没する。この間、わずかに五年余である[39]。シラバは生前「常に太祖を翼衛し、理事十大臣に列」（『満洲名臣伝』巻二、西喇布伝）したというから、五大臣相当の処遇を受けつつ十ジャルグチ職に在任したわけである。シラバが陣没した癸巳（1593）年というと、ガガイ＝ジャルグチがネイェン路征討に派遣されたのと同年にあたり、しかもガガイは一五八九年、ジョオギャ城主ニングチン＝ジャンギン（ワンギャ部残存勢力）の招撫に従事して功があった（『初集』巻一四三・呉善伝および〔表Ⅱ〕参照）のであるから、それ以前に来帰していたことになる。ガガイが現に「位は費英東に亜ぐ」ジャルグチであったとすれば、十ジャルグチに在職しなかったと考えるほうが不自然であろう。かくて五大臣・十ジャルグチ制の発足は、戊子（1588）年と癸巳（1593）年の間に位置づけ得る。

ヌルハチが建州配当勅書五百道を独占的に掌握したこの時期、臣下に地位に応じて勅書（貢勅）を分給したことは、後年海西ハダ国を滅ぼして獲得した勅書三六二道の再分配リスト、すなわち万暦三八（1610）年の所謂「ムクン・タタン表」からも類推可能である。三田村氏の研究に即して分給の実相を瞥見すると、概ね以下のように大別し得る[40]。第一類は都督級勅書を含み、保有数が四〇道前後に達するもので、ヌルハチ、長子チュエン、次子ダイシャン、幽禁から解放直後のシュルガチ（三子ジャサクトゥの保有分と併せて）、それにウルグダイ（旧ハダ国主メンゲブルの子）らがここに属する。第二類はフュンドン以下の五大臣と一致し、都指揮使級勅書の保有数（エイドゥ八道、ションコロ＝バトゥル五.五道、フュンドン・ホホリ・フルガンはともに七道）は大臣のなかでも群を抜く。第三類は都指揮使級勅書二～四道の保有者であり、多くは旧ハダ国々主一門の有力者層であったようである。第四類は都指揮使級勅書一道保有者であり、マンジュ国の有力大臣層が含まれていた。人数的に最多を占める第五類は、二ないし三人で都指揮使級勅書一道を共有するもので、第四類より下級の大臣たちがこれに属した。このうち、第三類は旧ハダ勢力の懐柔を目的に、ヌルハチが特に優遇した大臣群であるから、それを除外したマンジュ国旧来の大臣に限っていえば、少なくとも三級の階層構造をもっていた。

「ムクン・タタン表」から帰納される上記の事実に立脚して、三田村氏は第二類の最多貢勅保有大臣＝五大臣を戊子年（1588）以来の一等大臣と看做す。両者を無媒介に直結させることの当否は後述するとして、さしずめ第四類が第二等の大臣に相当し、そのなかにはカラ、ヤンシュ、ロォト

ン＝マファ、バドゥリらの名も散見する[41]。カラとバドゥリは十ジャルグチの任にあり、ヤンシュはその子ダルハンが「五大臣の列に預か」（『通譜』巻三二、楊舒伝）ったとされ、ロォトン＝マファは「五大臣の列に居」た前記のロトゥンその人である。ことにヤンシュはヌルハチ挙兵以来のグチュ（盟友）にして妹婿でもあり、ロトゥンは新付のアンバンとして優遇に値する資格を有したが、その彼らはもとより、十ジャルグチのカラ・バドゥリですら、わずかに一道保有に過ぎなかったのは、一等大臣とそれ以下を隔てる格差の大きさを直截に示唆する。乙卯年以前の遠征軍主将に、五大臣以外の人名がほとんど看取されないことを、重ねて想起させる事実ではある。

ただ、「ムクン・タタン表」と同様の現象が、建州五百道の分給状況にも観察されたのか否かについては、実は明証を欠く。目下のところ、ようやくエイドゥ＝バトゥルについて、つぎの事実を提示し得るのみである。すなわち、『老档』太宗天聰六（1632）年正月二〇日条に転載されたエイドゥ＝バトゥルの「自述文」（前半生の功業・戦績を最晩年の天命五年に自ら述懐列記した文書[42]）から、ヌルハチが武功に対する恩賞としてエイドゥに賜与した勅書を摘録すると以下のようになり、すべて戊子（万暦一六）年以前に属する。

①兄（正しくはエイドゥの姑表兄）たるガハシャン＝ハスフを殺したとソルホ村の山寨を取る時、ハンが行っていたが、その山寨にバトゥル＝グフ（＝エイドゥ）は頭となって攻めた。……兄ハスフの家産、奴隷、勅書を皆我に与えた。〔万暦一二年六月頃〕

②ギャムフのボイゴン＝バヤン、シャジのワンギヌ＝マファ、この二族の者が一緒になってハンを欺いて殺し叛いてハダに行こうと相談し……たのを、（ハンは）バトゥル＝グフ我に「汝の兄ボイゴン＝バヤンを汝は殺せ」といって遣わしたので……（我は）皆殺した。その家産、奴隷、隷民、勅書を皆我に与えた。〔万暦一五年頃〕

③ジャンギャの城を取る時、ハンが行っていて……我は単独で突入して城門を奪取した。その城を取ったと……（ハンは奴隷）七人と勅書三道を与えた。〔万暦一五年頃〕

④バトゥル＝グフはバルダの城を一人専行して取った。……その城で得た勅書と家産と隷民を皆我に与えた。〔万暦一五年八月頃〕

このうち、①ギャムフ寨のアンバン、ガハシャン＝ハスフはヌルハチ最初期のグチュ（盟友）にして妹婿である。そのガハシャンの仇を討ち、ソルホ山寨を攻め落した恩賞として、エイドゥ＝バトゥルはガハシャン所有の勅書等を得たという。②ワンギヌ＝マファとともにヌルハチを裏切ってハダ国に投じようとしたギャムフ寨のボイゴン＝バヤンは、ガハシャン＝ハスフの兄と思しきアンバンであった。③ジャンギャ城はヌルハチの叔祖ボォシ一門の居城であり、当時の城主はボォシの長子カンギャであった。④バルダ城はジャンギャ城などとも連合してヌルハチに対抗した勢力であるが、城主は不明である。これら敵対ないし離反した建州各地のアンバンを、ヌルハチ軍の先鋒を務めるエイドゥ＝バトゥルは撃破し、あるいは横死した同盟アンバンの仇を討ち、それら所有の勅書を順次賞賜されたのである。記録上、確認可能な以上四次の合計勅書数を、数量の分明する③の三道を基準にして各次三道から一道と見積もれば、おおむね上限一二道、下限六道、平均九道という数値を得る。

勅書の等級は当初下級であっても、事後の換給によって格上げ可能であるからさておき、ともかく勅書数に関する限り、「ムクン・タタン表」に見えるエイドゥ＝バトゥルの配当分八道にほぼ匹敵し、まずは穏当な数値といってよい。先にエイドゥをフュンドン・ホホリ・フルガンと同時に一等大臣に任じられたと解した一因はここにある。フュンドンら三人所有の建州勅書は、賜与という

よりも、恐らくは元来大アンバンとして保有した勅書を安堵された結果であろう。ションコロ＝バトゥルについては情報が欠如するけれども、エイドゥと同様の勅書蓄積過程をたどったものと思われる。ちなみに、万暦二三、四（1595・96）年時点で、ヌルハチ・シュルガチ兄弟麾下諸大臣の総数は約二百名を算した（『建州紀程図記』）が、五大臣の所有分が「ムクン・タタン表」と大差なかったとすると、建州勅書の場合もやはり数大臣一道共有を底辺として、その上に一道（ないし二道）単独所有の有力大臣、そして八道前後所有のエイドゥ級最有力大臣が頂点に位置したと考えておくのが妥当であろう。

以上、貢勅制の視点からエイドゥを例にとり、一等大臣が万暦一六年時点で存在したことを別途傍証して見た。万暦一六年以後における一等大臣たちの活躍（特に軍事的な）と相俟って、五大臣制の濫觴をこの年以後の数年間に措定する見地は、一層確実さを増したといえよう。とはいえ、万暦三七年までマンジュ国はヌルハチ（建州左衛都督）・シュルガチ（同右衛都督）の二重権力が続くので、これと五大臣制との交渉はゆるがせにできない問題である。松浦氏の説くようなシュルガチ自身の臣僚団に関して、史料は多くを語ろうとしないが、直属の大臣がいたらしいことは『老档』に「ウルフン＝モンゴ、アシブはハンの弟ダルハン＝バトゥル＝ベイレ（1607年以後におけるシュルガチの称号）の二大臣であったが、政道を壊る罪を犯したので殺した」[43]とあって疑いない。「政道を壊る罪」とは、シュルガチが万暦三七（1609）年三月、ヘトゥ＝アラ城内に同居していたヌルハチからの分離独立を謀って無惨な失敗に終った際、ウルクン（ウルフン）＝モンゴとアシブが諫止しなかったどころか、これを唆したことを指す。

この大事件は明側にも察知され、熊廷弼「審進止伐虜謀疏」（『籌遼碩画』巻一所収）は、

> （三月）二十日に及んで、臣閲視して瀋陽に至る。復た開原兵備副使石九奏の稟称に拠るに、「職、数日内、建夷の情形を偵ひ得たるに、或は二三百一営し、或は一二百一聚し、倶に猛酋の旧寨に散布す。これに叩（と）ふに、云はく『我が都督と二都督速児哈赤、近日睦まず。二都督の北関（イェヘ国）に走投するを恐れ、我們をして此に在りて防範せしむ』と。……旬日前、職聞くならく、奴酋自己の寨城を修むるに、速酋の部下の工に赴かざるを怪しむに因って、その故を問へば、則ち云はく『二都督将に一城に另居せんと欲するなり』と。奴酋怒ること甚だしく、速酋の中軍、並びにその心腹三四夷を将って立ちどころに炮烙して死（ころ）し、仍ほ速酋を拘繋すること囚の如し。今且に其の北関に逸投するを防がんと声言するなり。……」等情、臣に到る。

と伝えている。文中の「速酋（速児哈赤）の中軍、並びにその心腹三四夷」がウルクン＝モンゴとアシブに該当することは論を俟たない。ウルクン＝モンゴは『通譜』に「原と扎爾固斉に係る」[44]とあり、刑死以前の時点でジャルグチ職にあったことは確実であるけれども、シュルガチ個人に所属する私的なジャルグチであったのか、それとも十ジャルグチの一員であったのか、判断に窮するところである。

そこで、海西フルン四国のひとつ、イェヘ国の二重権力を範にとってしばらく説明を補足したい。高度に父系的に組織されたジュシェン社会にあっては、兄弟関係は一体であると同時に同等であるため、権力の継承をめぐって兄弟が連帯と相剋の両極に引き裂かれることも稀ではなかった。ここに掲げるイェヘ国はその典型であって、チンギャヌ・ヤンギヌ兄弟の不和によって分裂した二つの王家が居城（数里を隔てた西城と東城）を異にして分立する連合王国の形態をとり、両王家が部衆を分治し、別個の官属（ジャルグチを含む）と戦力を備えつつ、しかし軍事面では緊密に連携していた[45]。イェヘ国最末期の状況を伝える『開原図説』北関支派図によれば、西城主ブヤング（チンギャヌ長子

ブジャイの長子）の「一営」が「部落」五千戸・「精兵」二千名、東城主ギンタイシ（ヤンギヌ三子）の「一営」が「部落」六千戸・「精兵」三千名を擁したとされ、これを各々最高位の大臣たる「用事中軍」が統轄した。前者の「用事中軍」を伯言打里（バインダリ）、後者のそれを哈児台失（アルタシ）といい、ことに伯言打里は確実にジャルグチ号を帯びていた[46]。加えて『明実録』等によれば、明の調停を受け入れ海西配当勅書一千道をハダ国と均分した万暦一六（1588）年、イェヘ国配当分として四九九道が公認されたのであるが、これまた東西両城で折半されたようである[47]。

このようにイェヘ国においては、①人口規模・軍事力・経済力において相互に均衡しつつ拮抗しあう二つの王家が、②近接する、しかし別個の居城に拠り、政治的には独立性を保持しながら、③君主相互の血縁を紐帯として対外的軍事的には連合していた。これらの三点中、ヌルハチ・シュルガチ兄弟の二重権力は、かろうじて③において共通するものの、①勢力面ではシュルガチが建州右衛都督に叙任された万暦二三、四年時点で、ヌルハチ（家臣一五〇余名・兵力一万余人）がシュルガチ（家臣四〇余名・兵力五千余人）を圧倒し（『建州紀程図記』等に拠る[48]）、建州配当勅書五百道にしても前者（とその家臣）の取り分三六〇道に対して、後者（とその家臣）が一四〇道と大差があった[49]。のみならず、シュルガチが兄と同一の城塞（フェ＝アラ城、ついで恐らくヘトゥ＝アラ城でも）内に居館を異にして居住したように、②政治的独立性においてもイェヘ国に比してはるかに未分化な段階にあったと判断せざるを得ず、過大評価はできない。

さらに、外交面におけるシュルガチの独立性にも疑念が残る。たとえば、三ヶ月後に幽閉を控えた万暦三六（1608）年一二月、朝貢を終えたシュルガチは兄から一九日遅れで別個に北京を退出している。この微妙といえば微妙な隔たりを捉えて、兄の羈絆を脱しようとしたシュルガチの、外交路線における主体性追求の表出と解釈する意見もある[50]。しかし、兄と年度を異にして進貢したのならともかく、記録上、シュルガチが進貢した年次は必ずヌルハチ自身もしくはその派遣使節が前後相接して進貢している。そこに看取される政治性は、イェヘ・ハダ両国における同様な事例[51]に鑑みて、葛藤を内在させた兄弟間の連携でありこそすれ、主体性の屈折した発露とまで評するのは穿ちすぎではあるまいか。

いま一つ、ヌルハチがシュルガチを幽閉して確執に最終的な決着をつけた際、一旦部衆を奪いさった事実も看過し得ない。このとき、ヌルハチは非難して「弟よ、汝の生活手段たるグルン gurun（部衆）、グチュ gucu（僚友）は、我等の父が専らにさせたものではない。兄である我が与えたグルン、グチュである」[52]と言い放ち、グルン・グチュを奪い取って「辱しめ、たった一人にした」[53]後、まもなくシュルガチの幽禁を解くと、こともなげにこれらを返還して見せた。無論、ヌルハチの発言は自己正当化のための論理という一面を備えたにせよ、シュルガチの家産たるグルン・グチュの大半が実際、「兄である我が与えた」ものでなかったとすれば、ヌルハチといえども恣意に任せて与奪できるはずもない。幽禁の解除と家産の返還は、貢勅制が建前とする建州左右両衛並立の体裁を繕う必要に発する反面、ヌルハチの露骨な勝利宣言でもあって、シュルガチが幽禁（己酉年三月一三日）と釈放から二年半足らずで病没（辛亥年八月一九日）したのは、独立の企図を微塵に打ち砕かれた失意と屈辱の深さを示唆する明証でなければならない[54]。

本題に立ち返ろう。上記のウルクン＝モンゴとアシブが腹心のグチュに該当することは言を俟たず、シュルガチ家との縁故から、後に両者の一門は同家領有の鑲藍旗に割り振られたようである[55]。ウルクン＝モンゴらが「兄である我が与えた」グチュであったか否かは別として、上文でやや詳しく解説したように、シュルガチが直属のジャルグチを必要とするほど高度の政治的軍事的独立性を

獲得していたとは考えづらい。一体、そうした独立性を想定するのなら、第一に万暦三五年までには存在した四旗制（後述する）下で、父ヌルハチの黄旗、叔父シュルガチの藍旗に対して、白旗と紅旗を分領したチュイェン（万暦三五年当時二八歳）とダイシャン（同二五歳）――「ムクン・タタン表」からも推測可能なごとく、二人は遅くとも万暦三八年以前に各々勅書・グチュとグルン五千戸（これが白旗と紅旗の実質的母体であろう）、その他の家産をヌルハチから分与されていた――の兄弟も、五大臣類似の官属を保持してしかるべきであるが、それを引証するに足る史料は存在しない。

第二に、五大臣ないし同等の待遇を受けた大臣のせめて一人ぐらい、シュルガチ属下にあってもよさそうなものであろう。しかるに、判明するのはヌルハチ直属の五大臣であったションコロ＝バトゥルとその一門が、最終的にシュルガチ家の属下に配属され（時期は不明ながら万暦三八年以降か[56]）、ションコロ＝バトゥル第四子アルダイが天聰四年、鑲藍旗旗王アミン（シュルガチ次子）のグチュとして登場する[57]、という事実にとどまる。シラバ（鑲紅）・ロトゥン（正紅）・ブヤン（正白）にしても、旗属から考えてシュルガチ旧属の大臣であった可能性は低い。

これを要するに、万暦三七年以前、国主たるヌルハチとさしずめ副王にあたるシュルガチのもとに五大臣・十ジャルグチが最高執政機関を構成し、少なくとも十ジャルグチのなかにはシュルガチ麾下の大臣が包摂されていた、というのが二重権力の実相に対するより説得的な評価であろう。

四、マンジュ国の体制転換と五大臣制――結びに代えて――

以上、零細な史料の断片を突き合わせながら叙述したところを、時間軸に沿って整理しなおすと、下記の三点に帰着する。

①一五八八（万暦一六）年、建州諸部の統一と建州勅書の制覇を機に、フュンドン以下の五人が貢勅制下の一等大臣に任命（第一次）され、これをもって中央執政機関としての五大臣が組織されたこと。

②一六〇六（万暦三四）年一二月、内ハルハ五部によるクンドゥレン＝ハンの尊号奉呈を機縁とする論功行賞の一環として、フュンドン以下の五人があらためて一等大臣に任命（第二次）されたこと。

③李成梁の失脚を契機に、一六〇八（万暦三六）年一二月、内部統制の強化に向けて第二次一等大臣を五大臣（＝中央執政機関）として再確認し、翌年三月のシュルガチ幽閉を経て天命年間に及ぶこと。

とはいえ、行論の便宜上、論述の主対象を五大臣の設置年代に限定したため、とりわけ②から③への展開を媒介する論理については、これに一貫した説明を施す機会がなかった。よって以下、貢勅制下の第一次一等大臣と一六〇六年以後の第二次一等大臣とを分かつ本質的要素とはなにか、またそうした体制的転換がなぜ一六〇六年から一六〇八年にかけて生じなければならなかったのかに関して、筆者なりの認識を提示して稿を結びたい。

さて、第二章の冒頭でも述べたように、天命四年頃、八旗官を序列づける等級制度があった。この等級制はしかし、八旗制成立直後の天命元年には存在したようである。というのは、『老档』天命九年六月条所載の、しかし実は天命元年発給に繋けるべき免糧・免罪勅書[58]のひとつがエイドゥ＝バトゥルを「一等大臣とし、総兵官の職を与え……」と記録するからであるが、この一等大臣は第

二次一等大臣と直接連続するものと捉えるべきであろう。一六〇六年時点で旗制の存在が想定される所以であるが、当時はいまだ八旗へ拡充される以前の四旗制段階にあったと見られる。翌一六〇七年三月、シュルガチ・チュイェン・ダイシャン三ベイレ、そして一等大臣フュンドン・フルガンを主将とするマンジュ兵三千が、ツェムテへ率いるワルカ部フィオ城の居民を収容しての帰途、これを阻止せんとするウラ兵一万を朝鮮鍾城鎮属下の防垣堡辺外において大破した。このときのマンジュ軍の編成が、明の礼部に宛てた朝鮮国王の咨文（『事大文軌』巻四八所載[59]）に、咸鏡北道兵馬節度使李時言の状啓を引用して「奴酋の軍兵、三将に分属し、各々青白旗を将って号と為す」と明記されている。これをもって四旗制（黄旗［ヌルハチ］・白旗［チュイェン］・紅旗［ダイシャン］・藍旗［シュルガチ］）存在の確証とする三田村説[60]に従うなら、三ヶ月を溯った前年末、四旗制がすでに存在したとしてもさして不当ではあるまい。

こう考えて失当でないなら、一六〇六年（万暦三四）年時点ですでにヌルハチとその子弟による四旗分領体制が成立し、同年末にクンドゥレン＝ハン即位に伴う一等大臣の任命があったことになる。あるいはハン位奉呈とほぼ同時に、四旗分領と一等大臣の任命が実施を見たのかも知れない。いずれにせよ、四旗制下の一等大臣が出現したのであり、別言すれば、貢勅制単軸秩序から旗制秩序をも加味した両軸体制への移行と表現することもできよう。これと関連して見逃せないのは、おりしも明側の宥和策を追い風にして、ひたすら商利を追求してきた貢勅制路線が万暦三四・五年に頂点を迎えた後、一転して暗礁に乗りあげ、全面転換の余儀なきに至ったことである。その事情は概略下記のごとくである[61]。

ヌルハチ兄弟は遼東の軍閥李成梁と結託し、朝貢・馬市などを通じて利得追求に全力を傾注する一方、対する明側は「官を将ってこれ（人参売価つりあげと買上げ強制、車銀［貢物の運搬費］の強索）を償へば則ち堪へ難く、これを争へば則ち釁を啓かん。声を呑み血を脧らし、辱を忍び乱を養ふこと一朝夕の故に非ず」[62]といった姑息な譲歩に終始した。明側の内情を熟知するヌルハチは「賞賜を厭薄（みくだ）し、明らかに搶奪せんと欲す」[63]という恫喝的態度を隠そうともせず、万暦三四・五年には大胆にも進貢拒否の挙に出[64]、さらなる揺さぶりを目論んだ。ところが、万暦三六年に李成梁が失脚するや、情勢は一気に暗転する。敏腕の遼東巡按都御史熊廷弼が着任するなかで、いまや攻守ところを代え、ヌルハチ政権の内幕と弱点を見透かした明側は、朝貢停止を武器にその死命を制した。坐して屈服に甘んずることもならず、さりとて貢勅制からの離脱は明内地の奢侈品需要に依存しきったマンジュ国経済にとって、自殺行為以外のなにものでもなかった。

かかるジレンマに加えて、貢勅制それ自体、すでに構造的飽和の局面へ転じつつあった。一六〇七年に来帰した多数のワルカ部アンバン中、ハダ旧有勅書の受給者が九人（内訳は一道配当三人、半道六人、等級はすべて下級都指揮使）にとどまる事実[65]は、余剰勅書の払底を端的に物語る。事実、ニル編成状況に照らしても、一六〇七年前後はワルカ部系ニル二八個が増設された結果、既存のニル数――『初集』旗分志所掲の「国初」ニルに按じて建州諸部系（覚羅ニルを含む）九〇個、長白山部系五個、海西ハダ国系一六個と算定[66]――に比して、人口規模（＝グルン［部衆］）は急激かつ大幅に拡大していた。征討・招撫によるグルン増大の趨勢は、〔表Ⅱ〕からも容易に読み取れるように、ワルカ部併合や海西ホイファ国討滅以後も、一貫して衰微することはなかった。

限界局面の貢勅制にとどめを刺す一撃が、海西勅書混進に対する万暦三七・三八（1609・1610）年の懲罰的停貢であり、ために滞貨と化した大量の貂皮人参は莫大な経済的損失を強いた。この間、進退に窮したヌルハチは、表面上、卑屈なまでの恭順さを装って復貢を請い、明側も暴発を恐れて

これに応じた。かくて万暦三九年、貢勅制は機能を回復するものの、もはや先が見えていたし、なによりそこに編入困難な新付の諸大臣も併せて、功績に応じて序列づけ、政権の求心性を維持強化する新体制の創出が刻下の急務となっていたのである。その必要を満たす手段こそが、経済的には旧ハダ国の耕地再開墾による食糧自給への模索であり、政治的には旗制秩序を背景とする大臣等級制、およびこれと対応する初期世職制の採用であった。

前出エイドゥの天命元年勅書に「一等大臣とし、総兵官の職を与え」の文言があるように、世職制が天命五年三月以前に溯ることは論を俟たない。松浦氏も指摘する[67]とおり、目下のところ、史料に確認し得る世職の初見年次は丁未（万暦三五・1607）年であり、『初集』にジャチバ＝ジャルグチとアルトゥシャンが備禦を授与された例がある。『初集』にはこの他、前後の事情から世職授与を丁未年と確定し得る事例がいくつか散見する。下記の〔表Ⅲ〕「『初集』列伝に見える丁未年授与の世職」はそれらを一括したものである。

〔表Ⅲ〕『初集』列伝に見える丁未年授与の世職

No.	人　名（網かけは初代ニル＝エジェン）	所属	巻次	世職授与の年次と事由
1	イレシェン （伊勒慎）	鑲黄 Ⅲ-3	143	姓費莫氏。世居薩斉庫地方。初烏喇兵来攻薩斉庫、尽降其衆。伊勒慎独率六戸来帰。於是族人悉為烏喇所害。太祖高皇帝戊申年、征烏喇、命伊勒慎之兄古蘇招降浮城側睦忒黒人。烏喇復殺古蘇子弟六人、執其妻孥。太祖念其家以帰誠被害、授伊勒慎備禦世職。尋従大兵征明有功、加為三等参将。……
2	アルトゥシャン （阿爾図山） ［子哈寧阿］	鑲白 Ⅱ-6	159	哈寧阿（姓富察氏）世居額宜湖地方。太祖高皇帝丁未歳、同其父阿爾図山殺薩斉庫城主、率其全城丁壮来帰、授阿爾図山為備禦官。会編設牛彔、即以其所率丁壮編一牛彔、俾哈寧阿統之。
3	フンニャカ （弘尼牙喀）	鑲紅 Ⅴ-8	162	姓呉札庫氏。世居嘎哈里地方。初為烏喇人所虜、中途棄妻子、逃回嘎哈里。率父母諸弟及四十人来帰、授牛彔章京（＝備禦）世職。又将所属人丁編為牛彔、以弘尼牙喀管理。
4	テオデンゲ （透登額） ［拝諸哈の同族］	鑲白 Ⅲ-14	208	有透登額者、拝諸哈（姓扎庫塔氏）之族人也。国初、自撒斉庫孑身来帰、復回取家属。適呉喇国囲撒斉庫城、透登額欲尋隙入、為呉喇兵哨見来追、遂奔朝鮮。尋聞朝鮮王欲執送呉喇、尽棄其衣馬、歩行来帰、授備禦世職。天聰八年卒。
5	ヤンブリ （雅母布立）	鑲藍 Ⅳ-7	227	姓瓜爾佳氏。世居瓦爾喀内河地方。初随伊父査爾糾率百人於国初来帰、太祖高皇帝授備禦世職。天命六年、従大兵征明、攻瀋陽城、力戦陣亡。
6	ナルチャ （納爾察）	鑲黄 Ⅲ-14	143	姓鈕祜禄氏。世居蘇克蘇滸河之安図地方。太祖高皇帝時、以軍功授備禦世職。累官梅勒章京、在十六章京之列。戊申年、従征烏喇、攻伊罕阿林城、奮勇先登取之、加世職為遊撃。……
7	ジャチバ＝ジャルグチ （査斉巴扎爾固斉）	鑲黄 Ⅲ-12	201	姓舒穆禄氏。国初帰附、屢従征伐、以戦陣勇往、賜以「塔思哈」名。太祖高皇帝丁未年八月叙功、授備禦世職。戊申年、従征烏喇。天命六年、従大兵征明。

上記アルトゥシャンを含むイレシェン・フンニャカ・テオデンゲ・ヤンブリは、マンジュ・ウラ両国によるワルカ部人争奪のさなか、同部のサチク・ガハリ・内河（ドルギ＝ビラ）諸路から帰順したアンバンであり、いずれも丁未年の来帰である[68]。ただ、イレシェンに関しては、戊申（1608）年に「伊勒慎の兄古蘇に命じて浮城の側睦忒黒人を招降せし」めたところ、古蘇の子弟六人がウラ兵に殺害され

たので、これに報いるべく備禦を授与したとあるが、「浮城（フィオ・ホトン）の側睦忒黒（ツェムテヘ）」を招降したのは丁未年であるから、明らかにウラのイハン山（アリン）城を攻め取った戊申年（〔表Ⅱ〕参照）との混同である。このように、丁未年、招撫に応じて来帰したワルカ部諸アンバンは、通例、ニル＝エジェンとして旧来の部衆を安堵され、備禦の世職を授与されたのである。アルトゥシャンとイレシェンは特に貢勅が発給されている[69]が、来帰に際して冒した危難と払った犠牲の大きさがそれに値すると評価されたからである。

他方、建州「蘇克蘇滸河（スクスフ・ビラ）の安図（アントゥ）地方」に世居したナルチャは、戊申年のイハン山城攻略に従征して備禦から遊撃に陞叙されているから、備禦の授与はそれ以前（恐らくは丁未年）でなくてはならない。スクスフ河上源から分水嶺を東に越えたトゥンギャ（佟佳）江源流の一支ハルミン河に世居した、やはり建州系のジャチバ[70]も、戦功により丁未年八月に備禦を授与されている。建州諸部出身の古参アンバンに対しても、丁未年以後、功績を世職によって評価しはじめたわけである。世職は勲功のあった故人へも追贈され[71]、そのなかにはシラバ＝ジャルグチ（1593年陣没）、フレ＝エフ＝イェチェン（1599年陣没[72]）、アランジュ＝ジャルグチ（1608年陣没）の名が確認される。イェチェンへの追贈が天命六年閏二月（備禦）、ついで同年四月（一等遊撃）であるから、他の二人も天命五年以後の追贈であろう[73]。三人とも生前に世職を保有せず、しかも陣没直後に追贈を見なかったという事実は、ジャチバの事例と考えあわせれば、一五九三年以後一六〇七年までは世職制が存在せず、一六〇八年はいまだ発足早々の段階にあったことを含意するであろう。

当時、後に世職保持者の特権として体系化される恩賞の賜与、免糧や免罪の恩典がなかったかというと、それらしい記録がなくもない。、たとえばスルドゥンガについて「訥音七村人と合戦するの時（癸巳年）、査斉巴塔思哈等を救出して功有るに因り、十丁の口糧を給し、并せて免罪勅書を給す」（『初集』巻二〇一、蘇爾東阿伝）という記録がある[74]。この直後に「戊申年、大兵の烏喇を征するに従ひ、其の巴図魯四十人を殺し、賞銀四十両を得たり」という一文が続くので、癸巳（1593）年当時、すでに免糧・免罪制があったかに見えるが、「十丁の口糧」は備禦の免糧額に相当する[75]ことを斟酌すれば、一六〇七年以後の備禦授職に伴う恩典を、その機縁となった戦功に溯らせて記録した結果であると見たい[76]。

一五九三年時点の状況に関しては、前述エイドゥの「自述文」にも恰好の徴証がある。同年、「九姓の国が合して来た大軍」を撃破したグレ山の戦いと、「ネイェンの七村の者」が籠城するフォドホ城の包囲戦において大功を建てたエイドゥを、ヌルハチは種々「大いに嘉して賞した」[77]にもかかわらず、免糧・免罪を示唆する字句はどこにもない。一体、「自述文」とはエイドゥがおのが前半生の奮闘を余さず書き残した記録であるから、当時、免糧・免罪制が存在したのなら、エイドゥほどの重臣が逸早くその恩典に浴さなかったはずはなく、いわんやそれを「自述文」が書き漏らすとは一層考えづらい[78]。

してみると、貢勅制下の大臣等級と並行しながら、一六〇六年、四旗制下の大臣等級成立と同時に、一等大臣の再任命が実施され、遅くとも一六〇七・八年の交には大臣個々の軍功を金品・人畜の賜与や免糧・免罪等の特権付与によって評価する世職制が整備されはじめたことになろう。なるほど、一六〇八（万暦三六）年一二月の五大臣任命は、対外的には李成梁失脚を主因とする遼東政局の大変動、対内的には母弟シュルガチとの確執激化という、かつてない逆風に対する直接的な反応であったにせよ、より大きな歴史的文脈から展望するなら、貢勅制の限界と動揺を目の当りにしたヌルハチが、おりしも成立して間もない四旗分領制を通じて企図した体制転換、すなわち自己一身への権力集中と新たな大臣統制機構の創出に関連づけて理解すべき現象と結論し得る。

〔表Ⅱ〕ヌルハチの用兵および出征大臣年表（1588～1615）

西暦	万暦	干支	史　料	事　項（征討対象、派遣大臣名等）　丸数字は月次、○は月次不明
1588	16	戊子	『実録』p.55～56 『実録』p.57～58	④スワン部アンバンのソルゴ・フュンドン父子、ヤルグ寨アンバンのフラフ・フルガン父子、ドンゴ部アンバンのホホリが来帰、フュンドン・フルガン・ホホリを一等大臣とする ○自ら兵を率いてワンギャ部ワンギャ城を攻破
1589	17	己丑	『実録』p.58～59	○自ら兵を率いてワンギャ部ジョオギャ城を攻破/〔『初集』143ガガイ＝ジャルグチ〕【名実ともに建州統一がなる】
1591	19	辛卯	『実録』p.59	○派兵して長白山部ヤルギャン路を取る
1593	21	癸巳	『実録』p.64 『実録』p.72 『実録』p.75 『実録』p.75	⑥自ら兵を率いてハダ国の兵をフルギャチ寨に追撃/〔『初集』167ションコロ＝バトゥル〕 ⑨グレに来襲したフルン四国等九国連合軍を、自ら兵を率いて大破、エイドゥ＝バトゥルの奮戦/〔『初集』167ションコロ＝バトゥル〕 ⑩派兵して長白山部ジュシェリ路を取る/〔『初集』146ヤングリ〕 閏⑪エイドゥ＝バトゥル・ガガイ＝ジャルグチ・ションコロ＝バトゥルに命じて長白山部ネイェン路を攻取する
1595	23	乙未	『実録』p.76	⑥自ら兵を率いてホイファ国ドビ城を攻破
1598	26	戊戌	『実録』p.79	①長子チュエン＝タイジ・弟バヤラ＝タイジ、ガガイ＝ジャルグチ・フュンドン＝ジャルグチに命じてワルカ部アンチュラク路を征討/〔『初集』146ヤングリ〕
1599	27	己亥	『実録』p.83～84 『実録』p.84～85	③ハダ国メンゲブル＝ベイレの救援要請に応じ、フュンドン＝ジャルグチ・ガガイ＝ジャルグチに兵を委ねて派遣する ⑨メンゲブルの変心を聞き、自ら兵を率いてハダ国を討ち、ヤングリがメンゲブル＝ベイレを生け捕り、ハダ国が一旦滅亡する（最終的滅亡は1601年）/〔『初集』167ションコロ＝バトゥル〕
1604	32	甲辰	『実録』p.92	①自ら兵を率いてイェヘ国ジャン・アキラン二城を攻破
1606	34	丙午	『実録』p.93	⑫内ハルハ五部がクンドゥレン＝ハン号を奉呈する
1607	35	丁未	『実録』p.94 『実録』p.99 『実録』p.99～101	③弟シュルガチ・長子チュエン・次子ダイシャン、一等大臣フュンドン・フルガン＝ヒヤに命じてワルカ部フィオ城の住民を収容させ、その帰路、ウラ国の邀撃軍を大破、ヤングリが奮戦する ⑤末弟バヤラ、筆頭大臣エイドゥ＝バトゥル・フュンドン＝ジャルグチ・フルガン＝ヒヤに命じて東海ウェジ部ヘシヘ・オモホ＝スル・フェネヘ＝トクソ三路を攻取する/〔『初集』146ヤングリ〕 ⑨自ら兵を率いてホイファ国を討滅/〔『初集』146ヤングリ〕
1608	36	戊申	『実録』p.102	③長子チュイェン、姪アミン＝タイジに命じてウラ国イハン山城を攻取/〔『初集』157ホホリ＝エフ・167ションコロ＝バトゥル・146ヤングリ〕
1609	37	己酉	『老档』p.11 『老档』p.12 『実録』p.104/ 『老档』p.12	③シュルガチが独立を謀り、幽閉される ⑨ニングタ城に来襲したフルハ路の兵を、サチクの駐屯兵が撃破/〔『初集』155アバタイ（＝十ジャルグチ）〕 ⑫フルガン＝ヒヤに命じて東海ウェジ部フイェ路を攻取（翌年2月凱旋、功によりフルガンにダルハン＝ヒヤと賜号）
1610	38	庚戌	『実録』p.105/ 『老档』p.13	⑪エイドゥ＝バトゥルに命じて東海ウェジ部ナムドゥル・スイフン・ニングタ・ニマチャ四路を招撫し、ヤラン路を取る
1611	39	辛亥	『実録』p.106/ 『老档』p.16 『実録』p.107/ 『老档』p.16	⑦子アバタイ＝タイジ、フュンドン＝ジャルグチ・ションコロ＝バトゥルに命じて東海ウェジ部ウルグチェン・ムレン二路を取る ⑫ホホリ＝エフ・エイドゥ＝バトゥル・ダルハン＝ヒヤに命じて東海ウェジ部フルハ路ジャクタ城を取る
1612	40	壬子	『実録』p.109/ 『老档』p.16～23	⑨自ら兵を率いてウラ国を討ち六城を取る
1613	41	癸丑	『実録』p.115～119 『老档』p.23～25 『老档』p.28～32 『老档』p.28 『実録』p.122～123/ 『老档』p.35	①自ら兵を率いてウラ国本拠を討ち、ダイシャン・アミンをはじめとする諸ベイレ、およびフュンドン＝ジャルグチ・ホホリ＝エフ・ダルハン＝ヒヤ・エイドゥ＝バトゥル・ションコロ＝バトゥル「この五大臣」の熱意に促されウラ兵三万と決戦、ウラ国を滅ぼす/〔『初集』146ヤングリ・171ウネゲ＝バクシ〕 ①「ハンの登用した五大臣」（記事の内容は同上） ③「父ハンが登用して我が身のように養った五大臣」 ⑥エイドゥ＝バトゥルに命じてイェヘ国属下の遊牧モンゴルを掠奪する ⑨自ら兵を率いてイェヘ国を討ち、ウス以下の一九城を攻め取る
1614	42	甲寅	『実録』p.127/ 『老档』p.40	⑪派兵して東海ウェジ部ヤラン・シリン両路を取る
1615	43	乙卯	『実録』p.134/ 『老档』p.49	⑪派兵してエヘ＝クレン・グナカ＝クレン二城を取る

備考：事項欄の〔『初集』167ションコロ＝バトゥル〕〔『初集』146ヤングリ〕等々は、当該戦闘での各人の活躍が『八旗通志初集』所載の本伝に言及されていることを示す。

注

1）後金（アイシン）国を含む清朝史の分期に関しては、石橋崇雄「マンジュ（manju,満洲）王朝論――清朝国家論序説」（森正夫他編『明清時代史の基本問題』一九九七所収）を参照のこと。石橋氏自身は清朝の最大領域形成までを「清初」とした上、入関前を「清初前期」と規定し、これを構成するヌルハチ時代とホンタイジ時代のうち、前者を統合レヴェルの相違から建州諸部統一と女直諸部統一の二段階に区分する。

2）詳しくは拙稿「建州統一期のヌルハチ政権とボォイ＝ニャルマ」（『立命館文学』五八七、二〇〇四）逆頁一～二五。

3）アンバ＝フィヤングのギョルチャ氏所属とその由来については、拙稿「満族ギョルチャ・ハラ考」（『立命館文学』五四四、一九九六）参照。ちなみに、アンバ＝フィヤングの人名については漢文『満洲実録』や『太祖武皇帝実録』が「碩翁科洛初名諳班偏格」と注記する一方、『八旗通志初集』巻一六七・碩翁科洛巴図魯伝には「本名安費揚武」とあり、アンバン＝フィヤングとアン＝フィヤングのいずれの表記を取るべきか、判然としなかったが、近年、満文『満洲実録』の稿本と思しき档案（中国第一歴史档案館蔵「満文国史院档　巻号001冊号２」）が発見され、そこにはamba fiyanggůとの明記があるので、本稿ではアンバ＝フィヤングを採用する。「満文国史院档　巻号001冊号２」の原文と和訳については、松村潤『清太祖実録の研究』二〇〇一に依拠した。

4）『満洲名臣伝』巻一、費英東伝、安費揚古伝。

5）『満洲名臣伝』巻一、額宜都伝。

6）『満洲名臣伝』巻一、何和理伝。

7）今西春秋訳『満和蒙和対訳満洲実録』一九九二、頁一三九。本稿使用の『実録』とその参照頁数はすべて今西本に依拠する。ただし、『実録』満文の和訳は、『満文老档』訳文との統一を図るため、すべて拙訳を用いる（以下同じ）。

8）満文老档研究会訳注『満文老档Ⅰ・太祖１』頁五四。本稿で利用する研究会本『満文老档』訳文も、引用に際して表現を若干改めた部分がある。

9）三田村泰助「ムクン・タタン制の研究――満洲社会の基礎的構造としての――」（『清朝前史の研究』一九七二所収）の第七節「族籍表に見られるマンジュ・グルンの統治機構」頁一八八～一二一〇。

10）松浦茂『清の太祖ヌルハチ』（一九九五）の、特に第五章に収める一項「五大臣十ジャルグチ制度」頁一五四～一五九。

11）三田村泰助「満文太祖老档の編纂」［初出一九五〇］　頁二八六、「初期満洲八旗の成立過程」［初出一九六二］頁三三七～三三八（ともに『清朝前史の研究』一九七二所収）参照。

12）梁希哲・孟昭信『明清政治制度述論』一九九一の、特に第八章「後金（清）入関前的政治機構」・第一項「最早的議政大臣――五大臣」頁三三一～三三八。他に周遠廉『清太祖伝』二〇〇四が比較的長い叙述を五大臣に割いているが、史料面で『八旗通志初集』の利用がないなど、論証手続きに問題がある。

13）これと同様の視点はすでに『清史稿』（本稿で使用したのは第二次関外本、以下同じ）巻二二五の論賛に示され、「太祖建号の後、諸子皆長じ且つ才あり。故に五大臣没して四大貝勒執政す。他塔喇希福の祖羅屯、伝へて五大臣に列すと言ふ。或は初め闕員するの時、嘗て簡補せられしか。草昧の伝聞なれば、蓋し深く考ふる可からず」とある。ちなみに、「他塔喇希福（タタラ・ヒフェ）の祖羅屯（ロトゥン）」とは、ロトゥンがタタラ氏ヒフェの祖父にあたることを指し、『通譜』巻一一・羅屯伝にロトゥンの孫として希佛の名が見える。

14）松浦前掲書、頁一五七～一五八。

15）フュンドン・エイドゥ＝バトゥル・ションコロ＝バトゥル・ダルハン＝ヒヤ・ホホリの死没記事は、それぞれ『実録』頁二四三・二七九・二九六・三〇七・三一五に見える。

16）『老档』は『実録』と異なり、エイドゥの死没を天命六年五月一四日（『満文老档Ⅰ・太祖１』頁三二五）に繋ける。

17）世職制が天命五年以前に溯る事実に関しては、松浦茂「天命年間の世職制度について」（『東洋史研究』四二－四、一九八四）頁一一六参照。

18）八旗官に対応する世職は、『満文老档Ⅲ・太祖３』巻七六・七七・七八、頁一一三一～一一七二に載録の、世職保持者がヌルハチに提出した誓詞六〇余通（すべて無年月）に準拠して加筆した。これらの誓詞は従来、天命六年以降の作成と推定されてきた（今西春秋「満文最古の木版刷」［「MANJU雑記三題」

『朝鮮学報』八一、一九七六所収］逆頁６～11）。しかし、高級世職に関して検証する限り、誓詞筆頭に位置する「副将」バドゥフは、天命八年正月五日に革職されて備禦に降格され、同年三月一四日に副将に復職していること（『満文老档Ⅱ・太祖２』頁六二七、頁六九一）、また「総兵官」トゥルゲイは天命八年五・六月までに福将から総兵官に昇進したこと（『満文老档Ⅱ・太祖２』頁七八四）、かつ「総兵官」バドゥリが天命七年六月一一日に総兵官から参将に降格され、総兵官に復職するのが同八年三月一八日である（『満文老档Ⅱ・太祖２』頁六一一・頁六九五）ことから、誓詞の提出年次をさしあたり天命八年三月頃と結論してよかろう。この年次は「総兵官」ヤングリ、「副将」エクシンゲ・アサン・ハハナ・イェチェン、「代子副将」ブルギについても抵触しないが、天命八年時点の世職を確認できない「副将」ナチンは別にして、同年三月に総兵官であったことが確実な「副将」ブサン（細谷良夫「布山総兵官考」『清朝と東アジア―神田信夫先生古稀記念論集―』一九九二、頁四二）・タングダイ・アブタイ（『満文老档Ⅱ・太祖２』頁六九五）三名にはあてはまらず、なお検討の余地が残る。

参考までにいえば、八旗官と世職の対応が『老档』に初出するのは、遊撃・参将と「五ニルの主」に関する天命六年の記録（閏二月一一日条［『満文老档Ⅰ・太祖１』頁二六六］、同四月四日条［頁三〇七］、同九月二一日条［頁三九四］）である。

19）『実録』戊子（万暦一六）年四月条にヌルハチがハダ国ダイシャン＝ベイレの妹アミン＝ジェジェを娶ったとあるが、これを『初集』巻一五七・何和礼額駙伝は「（何和礼）聞太祖高皇帝納妃哈達、身率甲士三十人護従以行。比還、遂以所部軍民来帰」と記しているので、ホホリ・フュンドン・フルガン三名の来帰は万暦一六年四月か、その後まもなくであったと見てよい。

20）引用文直後に「費英東等十人を皆備官と為す」とあり、ソルゴの一等大臣任命と同時に、フュンドンら一〇子が「備官」（備禦）を授官されたように読めるが、当時いまだ世職制は存在しないので、なんらかの事実誤認があるのであろう。

21）もっとも、フルガンの場合、来帰した戊子年当時、一三歳の少年であり、いかにヌルハチの養子といえども、ただちに一等大臣の実質を備えたわけがない。フルガンの大臣としての初見は、申忠一『建州紀程図記』に載せる「童忽哈（フルガン）、臣（申忠一）を其の家に邀へ、設酌して以って臣が行を餞る。酒数巡するに至り、臣托するに日の晩きを以ってし、罷む。忽哈拝して臣に城外に別る」（日付は申忠一がフェ＝アラ城を辞した宣祖三〇［1596］年正月五日）であり、フルガンは当時二〇歳であった。同『図記』には「（正月）初三日、酋胡童好羅厚（フラフ）・童亡自哈・女酋椒箕、臣に設宴するを請ふ。奴酋の教ふる所と云ふ」ともあって、フルガンの父フラフ（ヌルハチの姉の夫）はいまだ健在で、ヌルハチの命を受けて申忠一の接待にあたっている。彼此照合すると、フュンドンに先立ってソルゴが一等大臣に任じられたように、フルガンはフラフの一等大臣を継承したのではあるまいか。『清史列伝』巻四・フルガン伝の記事（「賜姓覚羅、尋授一等大臣」）は、養子になってから一等大臣叙任まで若干の期間を経過したように読める。

22）万暦一六年までのヌルハチの用兵に関しては、園田一龜「清太祖勃興初期の行迹」（『満洲学報』四、一九三六）頁一一三～一一六に詳しい。

23）エイドゥに対して、アンバ＝フィヤングは『清史稿』巻二二五・安費揚古伝によると、癸巳（1593）年六月のフルギャチ寨における奮戦をヌルハチが嘉し、ションコロ＝バトゥルと賜号されたことになっているが、『初集』『満洲名臣伝』の本伝にはこの文言がないので、本稿では採らない。なお、『実録』ではヌルハチが挙兵した癸未年以来、ションコロ＝バトゥルとして登場するが、これもにわかに信じ難い。

24）前掲三田村論文「ムクン・タタン制の研究」頁二〇八。

25）実は一ヶ所だけ、ホホリに関しても、その戦功が『実録』に明示されない事例がある（〔表Ⅱ〕1608［戊申］年３月）。この場合、征討軍主将がホホリやションコロ＝バトゥルではなく、ヌルハチの長子チュイェン・姪アミンであったことと関係があろう。

26）『初集』巻一四三・卜善伝に「早く父兄に随ひて戎行に在り」とあって、ウシャン弟のブシャンはガガイ存命中より従征したというから、ウシャンは父の誅殺時、すでに成年に達していたと考えられる。三田村氏の見るところでは、ヌルハチがメンゲブルを殺害した真因はウラ国主ブジャンタイの懐柔に益なしと見切りをつけたからであり、ガガイ＝ジャルグチとの不軌共謀は『実録』による附会の言であるという（「ムクン・タタン制の研究」頁一七五～一七六）。

27）『満文老档Ⅱ・太祖２』頁六〇七・七六五、および「天命一一年勅書」（国立故宮博物院『旧満洲档（四）』頁一九九六）。

28）アランジュの陣没年を、松浦氏や梁希哲・孟昭信両氏の主張する一六一二ないし一三年ではなく、一六〇八年とする論拠については拙稿「清朝入関前の〈アゲ〉ageについて――天命年間を中心に――」（『立命館文学』五八二号、二〇〇四）頁二八一［注（50）］参照。

29）東洋文庫清代史研究室訳注『鑲紅旗档―雍正朝―』一九七二所収、「天字二三号」档案（雍正元年）。

30）前掲石橋論文「マンジュ（manju,満洲）王朝論――清朝国家論序説」頁三〇二。

31）今西訳『実録』頁一七。『実録』漢文および『太祖武皇帝実録』には、ともに「遂に自ら哈達汗を称す」とある。

32）拙稿「明代の野人女直と海西女直（上）」（『大垣女子短期大学研究紀要』三七号、一九九六）頁六六［注（41）］参照。

33）『建州紀程図記』に「一、奴酋の家より……沙割者（サハルチャ）・忽可（フルハ）・果乙者（グワルチャ）・尼麻車（ニマチャ）・諸憊（シベ？）時五部落に至るまで、北のかた去ること十五日程」とあり、建州・海西以北以東の諸部を征討するには、往還だけでも概算一ヶ月以上を要した。よって、ジャクタ路遠征軍の帰還は、翌壬子年正月以降でなければならない。

34）『満文老档Ⅰ・太祖１』頁一二・頁七一～七五、『実録』頁一七五・二〇五、頁一四三～一四五。なお、フイェ路はウスリー川上流、サハリヤン部は松花江との合流点以下の黒龍江流域である（比定は今西春秋「Jušen国域考」『東方学紀要』二、一九六七、頁一三五・一五〇に依拠）。ムハリヤンによるフルハ部遠征の対象地域は不詳。

35）乾隆本『太宗実録』所載の征討についても、大体、同様の結果が得られる。試みに『太宗実録』から行軍期間の判明する征討例を年代順に列挙すると、下表のようになる。征討地域は松花江下流、黒龍江中下流、ウスリー川の流域から豆満江最下流の沿海部にわたり、ヌルハチ時代よりも遠距離化していることを考慮に入れても、出兵から帰還するまで短くて四ヶ月、長ければ一九ヶ月もの時日を要した。

征討対象	主将名	兵力	行　軍　期　間	所要月数
ワルカ部	ムンガトゥ	300	天聰三年七月甲午～五年二月甲戌（寧古塔奏捷）	約19ヶ月
フルハ部	ギスハ他	300	天聰七年一一月戊申～八年五月甲辰（寧古塔奏捷）	〃 6ヶ月
黒龍江フルハ部	バキラン他	2500	天聰八年一二月壬辰～九年四月辛丑（凱旋）	〃 4ヶ月
フルハ部	カガイ他	1200	崇徳二年七月己巳～三年四月甲寅（凱旋）	〃 9ヶ月
クルカ部	サルギオ他	不詳	崇徳四年八月甲午～五年五月甲辰（凱旋）	〃10ヶ月
ソロン部	ソオハイ他	〃	崇徳四年一一月辛酉～五年四月乙亥（凱旋）	〃 6ヶ月
ソロン部	シテク他	〃	崇徳五年七月丙午～六年正月壬辰（凱旋）	〃5.5ヶ月
フルハ部	シャルフダ他	〃	崇徳七年八月戊戌～八年正月辛亥（凱旋）	〃6.5ヶ月
黒龍江フルハ部	アルジン他	〃	崇徳八年三月庚戌～八年七月戊戌（凱旋）	〃 4ヶ月

36）三田村氏はヌルハチ兄弟の入貢を万暦三六（戊申・1608）年一二月とする判断を示したが、一二月は後注50）にも表示したように、ヌルハチ兄弟が明朝廷から「貢賞の頒給」を受け、帰途についた月次にあたる。稲葉君山『清朝全史』に「（万暦）三十六年九月、彼（太祖ヌルハチ）は、大胆にも、それ（ハダ勅書）をば建州の璽書に混して朝貢の途に上りき。……（礼部）侍郎楊道賓といへる人は……太祖の貢を退けんと痛論しき。……明廷にては唯だ彼等の験放を厳にして、勅書の混進を得る勿れとの旨を、遼東に移牒せしに止まり、何等の拘束をも彼に加へずして、建州に帰還するを得しめたるは、寧ろ怪しむべし」（上巻、一九一四、頁一四一～一四二）とある叙述が、より正鵠を射たものであろう。

楊道賓の上疏「東夷併貢宜籌西戎領賞有例、乞酌定入京留辺之数、以懐遠安内事」（『皇明経世文編』巻四五三所収）によれば、ヌルハチの率いる朝貢団三六〇名が撫順関に到着したのは八月二五日（二〇〇名）と九月二日（一六〇名）である。『明実録』（本稿使用の『明実録』はすべて『明代満蒙史料―明実録抄・満洲篇―』に準拠）によると、楊道賓の混進糾明を要請する上疏（原文は『皇明経世文編』巻四五三所収「海建夷貢補至、南北部落未明、謹遵例、奏請乞賜詰問、以折狂謀事」）を容れ、明廷はヌルハチに対して「詔して詰明（詰問明白）して入（関す）るを許す」（『明実録』万暦三六年九月辛卯［七日］条）ことに決したという。

37）38）ヌルハチの一二月下旬帰着と、当該時点におけるシュルガチのヘトゥ＝アラ不在は、北京進貢の往返に要した日数から割り出し可能である。例証は以下のとおり。

〔第一例〕万暦二九（1601）年のヌルハチ第六次朝貢。『明実録』同年一二月乙丑（二日）条に「宴建州等衛貢夷奴児哈赤等一百九十九名、侯陳良弼待」とあり、北京到着はその直前である。ヌルハチがウラ国からアバハイ（後の第四の大妃）を娶ったのが同年一一月（日付不詳）であるが、旅程が二〇日間前後とすれば、婚儀を済ませて一二月初に北京に到着することは可能である。

〔第二例〕成化三（1467）年における建州三衛首脳（本衛都督李古納哈・左衛都督童倉・右衛都督童納郎哈）の朝貢。四月九日前後に出発し、四月二八日に北京入貢、五月二九日に退出している（園田一亀『明代建州女直史研究・続篇』一九五三、頁一二～一三、頁二〇～二四）。なお、園田氏は三人が帰路、広寧に到着したのを六月一八日頃と推定するが、疑問が残る。

〔参考例〕康熙帝の東巡。康熙一〇（1671）年・同二一（1682）年・同三七（1698）年の三次におよぶ東巡のうち、秋の収穫期に重なるため、往復の経路を内モンゴルに変更して日程の長引いた第三次を除き、北京・奉天（瀋陽）間の所要日数が第一次往路で一五・六日、復路で一八日、途上狩猟を催しながらの第二次往路で二〇日、復路で一四日、奉天・興京（ヘトゥ＝アラ）間が第二次往路の場合で二・三日であった（園田一亀『清朝皇帝東巡の研究』一九四四、頁一五～一六、頁二五～二六、頁三三、頁四二、頁四九～五〇）。

これらから判断して、建州・北京間は往路復路とも、二〇日前後で踏破できたと思われる。万暦三六年一二月二日に北京を退出したヌルハチは、従って年内にヘトゥ＝アラ城に帰着していたであろう。かたや二一日に退出したシュルガチは、年内はいまだ帰路の途上にあり、帰着は一月中旬以後になったはずである。なお、ヌルハチの朝貢次数については、閻崇年「奴児哈赤入京進貢考」（『清史研究通訊』一九三八－二）の考証に従った。

39）ワンギャ部滅亡の経緯については、拙稿「明末建州女直のワンギャ部とワンギャ・ハラ」（『東方学』九三、一九九七）を参照されたい。

40）前掲三田村論文「ムクン・タタン制の研究」頁一八二～一八五。

41）『満文老档Ⅲ・太祖３』によって所属のムクン・タタン（ｍ‐ｔ）を示すと、カラ（Ｉｍ‐６ｔ）、ヤンシュ（Ｉｍ‐９ｔ）、ロォトン＝マファ（Ⅲｍ‐10ｔ）、バドゥリ（Ⅲｍ‐12ｔ）という結果になる。なお、三田村氏はカラをウラ国から来帰したカラ＝バクシに比定する（前掲「ムクン・タタン制の研究」頁二〇九）が、ヌルハチのウラ国討滅が万暦四一年であるから、ここでは採らない。他にヤングリ（Ⅲｍ‐９ｔ）の名もあるにはあるが、トッタムとあわせて都指揮僉事勅書一道共有という少なさであるから、同名異人であろう。

42）『満文老档Ⅴ・太宗２』頁六七二～六七六。自述文の著述背景ならびに記載事項（すべて無年月）の紀年確定に関しては、拙稿「ヌルハチ勃興初期の事跡補遺――エイドゥ＝バトゥル自述の功業記を中心に――」（『大垣女子短期大学研究紀要』四〇号、一九九九所収）を参看されたい。

43）『満文老档Ⅱ・太祖２』天命八年二月七日条の原注（頁六五四）。参考までにウルクン＝モンゴ・アシブ刑死の情景を挙げると、「宗室（ウクスン）のアシブという子（ジュイ）（ヌルハチ児輩の意）を、なぜ弟王を諫めず唆したかと殺した。またウルクン＝モンゴなる大臣を木に吊るして縛り、下に草を積んで火をつけ焼き殺した」（『満文老档Ⅰ・太祖１』頁一一）と見えている。

44）『通譜』巻一七「ワンチン地方シリン＝ギョロ氏」附載部分の呉当阿条に「孫烏爾坤蒙古、原係扎爾固斉、任佐領」とある。

45）ジュシェン社会における兄弟関係、ならびにイェヘ国の分国連合体制に関しては、拙稿「海西フルン四国王位継承考――ヌルハチ・シュルガチ兄弟の確執に寄せて――」（『立命館史学』二七、二〇〇六）頁九～一六を参照ありたい。

46）拙稿「明末の海西女直と貢勅制」（『立命館文学』五七九、二〇〇三）頁六七～六八。

47）前掲三田村論文「ムクン・タタン制の研究」頁一六三～一六四によれば、万暦一六（1588）年のハダ国との貢勅均分により、イェヘ国の所有に帰した四九九道はブジャイ・ナリンブル（ギンタイシ長兄）両国主によって折半されたと推定されている。なお、ハダ・イェヘの貢勅均分以前、後者の持ち分は三百道であったが、これまたチンギャヌ・ヤンギヌ兄弟によって折半されたようである。後注51）参照。

48）申忠一『建州紀程図記』、および通事河世国の観察（『李朝実録』宣祖二八年一一月戊子条）に拠る。また、シュルガチの建州右衛都督叙任については後注50）を見よ。

49）前掲三田村論文「ムクン・タタン制の研究」頁一三四。ちなみに、ハダ旧有勅書の配分比（ヌルハチ

父子約一二〇道・シュルガチ父子約三五道）は、建州五百道におけるそれ（ヌルハチ党三六〇道・シュルガチ党一四〇道）にほぼ照応し、よってヌルハチ・シュルガチの個人的な所有分も同様の比率（［3：1］～［2.5：1］）であったと考えられる。

50）三田村氏は万暦三六年のシュルガチの朝貢について「考えてみるに、何の理由があって、僅か二旬の間隔をおく必要があるのであろうか。そのことには兄の左衛都督に対する弟の右衛都督としての格付け、さらには右衛の主体性の確立が意図されていたと見て大過あるまい」（前注三田村論文頁一三九）との認識を示した。

いま、『明実録』よりシュルガチの進貢を検索すると、下表のごとく三次が確認される。万暦二三年のみ、ヌルハチ自身の進貢を伴わないが、少童・馬哈塔吉がヌルハチ派遣の朝貢使節であったことは疑いないので、シュルガチだけが単独で進貢した年次は、結局なかったことになる。万暦二三年の進貢時にシュルガチは建州右衛都督に叙任されたと推定され（同上三田村論文頁一三三）、同年末、フェ＝アラ城を訪れた申忠一に、兄ヌルハチ（左衛都督）と同等に遇せよと不満も露わに要求している。「主体性の確立」意図がこの時点できざしていたとすれば、二年後の進貢においてシュルガチが「兄の入貢の後、わずか二月を置いて別行動をと」（同上）ったことは、二旬違いの北京退出を見た万暦三六年時点と比較して、具体的にどう相違しているというのか、判断に苦しむ。

進　貢　年　月　日		『明実録』記事（原文引用は大意のみ）　（ ）内は進貢者数
万暦二三年	八月丙寅（二六日）	宴建州等衛夷人速児哈赤等（？人）
	八月己巳（二九日）	宴賞建州等衛夷人少童等（99人）
	一〇月戊辰（二九日）	宴賞建州左等衛都督馬哈塔吉（100人）
万暦二五年	五月甲辰（一四日）	賜宴建州等衛夷人都督指揮奴児哈赤（100人）
	七月戊戌（九日）	賜宴建州等衛夷人都督指揮速児哈赤（100人）
万暦三六年	一二月乙卯（二日）	頒給建州等衛女直夷人奴児哈赤等（357人）貢賞
	一二月甲戌（二一日）	頒給建州右等衛女直夷人速児哈赤（140人）貢賞

51）筆者の知る範囲では、顕在化しているか否かは別として、ヌルハチ兄弟のごとく反目しあう同一勢力内の分派であっても、間隔を空けずに朝貢している場合、そこに特殊な政治性を読み取るよりは、素直に対外的連携の外交的表現と解してよいようである。冗漫を厭わず例証してみよう。まずイェヘ国の場合、既述のごとく、チンギャヌ・ヤンギヌ兄弟の不和は分国連合の形成を結果したけれども、二兄弟がそれぞれ使節団（当時の保有勅書三百道を折半して各一五〇名）を派遣したことが明らかな三ヶ年の入貢時期に関する限り、相互のずれは一〇日から一五日程度に過ぎない。『明実録』によれば、万暦四年が正月己未（25日）と二月己巳（5日）、七年が三月丙辰（11日）と同月辛未（26日）、九年が三月己卯（16日）と同月己丑（26日）という結果を得る（これらの朝貢使節団をイェヘ国所属と判断した根拠については、前掲拙稿「明末の海西女直と貢勅制」頁五二～六一参照）。

一方、ハダ国では万暦一〇年にワン＝ハン、翌年に嫡長子フルガンが相継いで没して以来、メンゲブル（ワン＝ハン六子で国主）、カングル（ワン＝ハン庶子）、ダイシャン（フルガン長子）の鼎立状態に陥り、宿敵イェヘ国の干渉も与かって混乱を極め、万暦一二年から一五年まで海西女直全体の朝貢が途絶する。万暦一六年四月、明がこれに実力で介入し、ハダ・イェヘ両国間、さらにハダの三主間の対立を調停した結果、海西勅書の均分と朝貢再開が実現した。勅書均分に際して、ハダ国配当分五百道はメンゲブル一八二道、カングル一八一道、ダイシャン一三七道に三分された（園田一龜『明代建州女直史研究・続篇』一九五三、頁三七八～三八〇）。同年におけるハダの入貢は『明実録』によると、一一月癸酉（24日）「海西撒剌等衛都指揮阿失卜等［178人］」、一二月庚寅（11日）「海西友帖等衛都指揮泊撦等［183人］」、一二月庚子（21日）「海西順箚等衛都指揮宿八害等［105人］」が確認される（これらをハダ国所属と判断した根拠についても前掲拙稿を参照）。進貢者数に按じて前二者がメンゲブル（カングルは万暦一六年五月に没し、その勅書はメンゲブルに帰した）、後者がダイシャンの派遣使節であったと推測され、ほぼ十数日間隔で入貢している。

52）53）『満文老档Ⅰ・太祖1』頁一〇～一一。

54）シュルガチ失意のさまは、「天恩に安んじ生きることが意に充たず、兄スレ＝クンデゥレン＝ハンに養

われることに満足しないので……弟王は亡くなった」（『満文老档Ⅰ・太祖１』頁一一～一二）との文言からも窺い得る。また、シュルガチの死因が確かに病死であったことについては、松村潤「シュルガチ考」（護雅夫編『内陸アジア・西アジアの社会と文化』一九八三）頁二九八～二九九を参照のこと。

55）拙稿「グチュ gucu 考――ヌルハチ時代を中心として――」（『立命館文学』五七二、二〇〇一）逆頁五六参照。

56）五大臣の元来の旗属は、なお決着がついていない。万暦三八年の「ムクン・タタン表」では五人ともヌルハチ配下の第一ムクンに属すこと、さらに万暦三七年三月のシュルガチ独立未遂事件の際、ションコロ＝バトゥル一門がすでにシュルガチ属下であったのなら、ウルクン＝モンゴやアシブ同様、無事ですむはずがないこと（阿南惟敬「清初固山額真年表考」『清初軍事史論考』一九八〇、頁二六七［注49］）から推して、藍旗所属は万暦三八年以後と見てよかろう。

57）前掲拙稿「グチュ gucu 考――ヌルハチ時代を中心として――」逆頁五四。

58）松浦茂「天命年間の世職制度について」頁一二一。松浦氏は『老档』天命九年六月条に繋けられた免糧・免罪勅書群の年代を、勅書筆頭に位置するエイドゥ＝バトゥルのそれと、『鑲黄旂鈕鈷禄氏弘毅公家譜』の「歳在丙辰（＝天命元年）、太祖高皇帝正大位、初定制度、建置官職、設五大臣、総理国政。進公爵、為左総兵官、列五大臣、命公伝至其孫輩皆得食百人銭粮」との内容的合致（ことに網かけ部分）から、天命元年と認定した。

天命元年説の裏づけは他にもある。エイドゥの勅書の続きには第五子アダハイへの免糧が言及されているが、『弘毅公家譜』によれば、アダハイは天命二年、戦傷がもとで没しているから、免糧はそれ以前である。また、勅書中の「イレシェンは彼のホントホ（半個ニルか）であることが十年経ったので、衆人と同等に居るがよい」とか、「フシトゥンは十年経ったので、衆人と同等に居るがよい」などの文章は、自発的来帰の功に報いる公課（alban）免除期間が満了したことを意味すると推測されるが、その満了年次を天命元（1616）年と仮定すれば、一〇年を溯った一六〇七年は、まさにイレシェン（〔表Ⅲ〕№１）やフシトゥン（〔表Ⅲ〕№５ヤンブリの弟フシトゥンか、ガハリ路原住のジャクタ氏フシトゥン［『初集』巻一四八・祜什呑伝〔努山伝附〕］に比定可能）など、ワルカ部人がヌルハチの招撫に応じて大挙来帰した年次にあたり、史実と矛盾しない。

59）本稿で利用した『事大文軌』は、朝鮮史編修会編『朝鮮史料叢刊』第七、一九三五に拠った。なお、朝鮮国王の咨文は無年月かつ後半が欠落しているが、その前後に配列された外交文書の日付より推して、万暦三五（1607）年四月中旬某日の発信に間違いない。同年六月一四日付の、明の経略蹇達らに宛てた朝鮮国王の回咨（巻四八所収）にも、四月の咨文と重複する内容が見え、三田村氏が依拠したのはこちらである。

60）三田村泰助「初期満洲八旗の成立過程」（『清朝前史の研究』一九七二所収［初出一九六二］）頁三〇九～三一一。三田村氏によれば、四旗（グサ）制はウクシン（騎馬甲兵）が一千騎（「グサ」［「五ニル」五〇騎×五］×四）に達した万暦二三年頃には存在していた、とする。いうまでもなく、ここにいう旗＝グサは行軍単位ないし戦時編制としてのそれである。同氏は gůsa を gů の集合形と捉え、その由来を遠く一三世紀モンゴルの五〇騎編成部隊「糾」（『黒韃事略』）に求めたが、明代後期モンゴルの軍制単位「股」とも、存外関連があるかも知れない。岷峨山人（蘇志皐）の『訳語』に「虜出兵、謂一枝為一股。或五股、七股。凡股皆奇数。不知何所取也」とある。参考までに記しておく。

61）以下の対明関係をめぐる経緯については、前掲三田村論文「ムクン・タタン制の研究」頁一三九～一四〇、頁一七七～一八一を参照した。

62）63）楊道賓「海建二酋踰期違貢疏」（『皇明経世文編』巻四五三所収）。これを内容的に節略した上奏が、『明実録』万暦三六年三月丁酉条にも載録されている。

64）『明実録』万暦三六年三月乙巳条に見える大学士朱賡の上奏に「（建酋）強を恃みて貢せざること已に二年を経たり」とある。

65）拙稿「専管権から見たアイシン国の功臣集団とその構成」（『立命館文学』五九四、二〇〇六）逆頁二四～二五。

66)『初集』旗分志所掲の国初編立ニルを原住地に即して分類すると、下表のようになる。

旗分	建州諸部系	白山部系	ワルカ部系	海西ハダ国系
鑲黄	Ⅰ-4・Ⅰ-7・Ⅰ-11・Ⅱ-3・Ⅱ-6・Ⅱ-7・Ⅱ-8・Ⅱ-12・Ⅲ-2・Ⅲ-10・Ⅲ-12・Ⅲ-14・Ⅴ-2	Ⅳ-5・Ⅳ-6	Ⅰ-12・Ⅲ-3	Ⅲ-1・Ⅳ-1
正黄	Ⅰ-3・Ⅰ-9・Ⅰ-11・Ⅰ-16・Ⅱ-12・Ⅱ-17・Ⅳ-7・Ⅴ-3・Ⅴ-14		Ⅱ-1・Ⅱ-2・Ⅲ-12・Ⅳ-9	Ⅲ-1・Ⅲ-15・Ⅳ-1・Ⅳ-4
正白	Ⅰ-1・Ⅰ-4・Ⅰ-6・Ⅱ-11・Ⅱ-16・Ⅱ-17・Ⅲ-3・Ⅲ-5・Ⅲ-7・Ⅲ-9・Ⅲ-12・Ⅲ-13・Ⅳ-1・Ⅳ-3・Ⅳ-6・Ⅳ-8・Ⅴ-4・Ⅴ-7		Ⅲ-15・Ⅳ-10・Ⅴ-13	Ⅰ-8・Ⅱ-15
正紅	Ⅰ-1・Ⅱ-5・Ⅳ-1	Ⅴ-1	Ⅰ-12・Ⅳ-10・Ⅴ-8・Ⅴ-13	Ⅱ-3・Ⅲ-8
鑲白	Ⅱ-1・Ⅱ-11・Ⅲ-6・Ⅲ-10・Ⅳ-2・Ⅳ-4・Ⅳ-10・Ⅳ-13・Ⅴ-4・Ⅴ-6・Ⅴ-12	Ⅲ-4・Ⅳ-17	Ⅰ-6・Ⅰ-9・Ⅰ-11・Ⅰ-13・Ⅱ-6・Ⅲ-14・Ⅲ-17	Ⅲ-12・Ⅴ-10
鑲紅	Ⅰ-10・Ⅰ-17・Ⅱ-5・Ⅱ-8・Ⅱ-11・Ⅳ-1・Ⅳ-3・Ⅳ-11・Ⅳ-14・Ⅳ-17・Ⅴ-13・Ⅴ-15		Ⅱ-14・Ⅲ-4・Ⅲ-6・Ⅲ-8・Ⅲ-16・Ⅴ-8	
正藍	Ⅱ-16・Ⅲ-1・Ⅲ-3・Ⅲ-6？・Ⅲ-13・Ⅳ-2・Ⅳ-3・Ⅴ-3・Ⅴ-4	Ⅲ-6？	Ⅳ-11・Ⅳ-15・Ⅴ-11	Ⅲ-10
鑲藍	Ⅰ-1・Ⅰ-3・Ⅰ-5・Ⅰ-7・Ⅰ-16・Ⅱ-6・Ⅱ-8・Ⅲ-5・Ⅲ-13・Ⅲ-14・Ⅳ-2・Ⅳ-5・Ⅳ-9・Ⅴ-6・Ⅴ-7・Ⅴ-9		Ⅱ-11・Ⅳ-7	Ⅰ-14・Ⅲ-8・Ⅴ-10
合計	80（10）（1？）	5（1？）	28（3）	16

備考　i）〔Ⅰ-4〕は第一参領・第四佐領を意味する。以下、要領は同じ。

ii）網かけはギョロ佐領を、下線は太宗期編立のニルを、波線はワルカ部人の半個ニルを含む合成ニルをそれぞれ意味する。

iii）『初集』旗分志は国初ニルの原籍地をしばしば記載せず、また『通譜』のそれと表記を異にする場合もある。ことにワルカ部・白山部・ウェジ部三者のいずれに類別すべきか、躊躇を覚える事例も少なくないが、ここではしばらく私見に従う。

67）前掲松浦茂「天命年間の世職制度について」頁一一六。

68）松浦茂「ヌルハチ（清・太祖）の徙民政策」（『東洋学報』六七－三・四、一九八六）頁九～一二、同『清の太祖ヌルハチ』一九九五、頁一〇七～一一四、拙稿「明末のワルカ部女直とその集団構造について」（『立命館文学』五六二、一九九九）頁七一～七二。

69）前注65）に同じ。

70）『通譜』巻六、扎斉巴伝。

71）前掲松浦茂「天命年間の世職制度について」頁一一六、頁一一七。

72）『満文老档Ⅰ・太祖１』天命六年閏二月一一日条に「ハダ国を滅ぼした時（万暦二七・1599年）に捕えられたフレのイェチェンに備禦の職を与えた」（頁二六六）とある。「捕えられたgaibuha」とは、ここでは「陣没」の意味である（胡増益主編『新満漢大辞典』一九九四、頁三〇八参照）。

73）前掲松浦論文頁一一七。松浦氏はアランジュには言及していないが、天命一一年勅書に「アランジュは父の功により、また正しく勤め、力を尽くして死んだとして三等遊撃とした」（『満文老档Ⅲ・太祖３』頁一〇二四）とあり、『初集』巻一六二・本伝に「烏喇を征するに従ふの時、……遂に陣に歿す。三等副将の世職を贈る」とあるので、はじめ遊撃を追贈された後、副将に昇叙されたのであろう。これらとは別に『老档』天命六年二月条に「（ユンシュンを）法で断じて人を償い贖を取り、参将の職を降して遊撃とするように断じてあった。ハンはこれを聞いて兄（正しくは再従兄）アランジュ＝アゲの功を考えて、

人を償い贖を取るのも職を降すのも皆やめた」（『満文老档Ⅰ・太祖１』頁二六〇）という記録があり、このときすでにアランジュに対して世職が追贈されていたと考えられる。

74）75）これらの事実に関しては、同上松浦茂「天命年間の世職制度について」頁一一九～一二〇、および同論文の〔表１〕「世職官に対する免糧壮丁数」を参照。

76）世職制創設以前の軍功が世職によって報われるまでに、ときとして相当の長年月を要したことは、たとえばつぎの好例がある。すなわち、『初集』巻二〇三・札易薩伝に「姓隋佳氏、界凡地方に世居す。国初、太祖の命を奉じ、四十人を統べて往きて明地を略し、台を攻め敵を斬りて功有り。癸丑（1613）年、備禦世職を授く」とある。ジャイサが「四十人を統べて往きて明地を略し」たというのは、ヌルハチの父祖を横死させた張本人ニカン＝ワイランの討取りにふれた『実録』丙戌（1586）年七月条の記事、「太祖スレ＝ベイレはジャイサという者を（兵の）主と為して四十人を遣わしたので、ニカン＝ワイランが覚って（明辺境の）台に登ろうとするとき、大明の者は台に置いた梯子を取りさり、ニカン＝ワイランを太祖スレ＝ベイレのジャイサの兵に委ねて殺した」（今西本、頁五一～五二）に該当し、従ってこの功が備禦の授与によって報われるまでには二七年もの歳月を閲したのである。

77）前注42）に同じ。

78）「自述文」には、ウェジ部ヘシヘ路（1607年５月）とヤラン路（1610年11月）、フルハ部ジャクタ路（1611年12月）の征討など、一五九三年以後の戦闘も含まれている。しかるに、これらの三例は「出征して路を皆取った」「出征して路を皆滅ぼした」と記すばかりで、エイドゥが獲得したはずの恩賞には一切の言及を欠き、免糧・免罪特権の付与について存否を確認するすべがない。

（本学非常勤講師）